

鹿児島県
困難な問題を抱える女性への
支援基本計画

令和6年3月
鹿児島県

<目 次>

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針.....	1
1. 基本的な考え方.....	1
(1) 策定の趣旨.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	1
(3) 計画の期間.....	1
2. 現状及び課題.....	2
(1) 現状.....	2
(2) 課題.....	28
第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項.....	33
1. 支援の内容.....	33
(1) アウトリーチ等による早期の把握.....	33
(2) 居場所の提供.....	35
(3) 相談支援.....	35
(4) 一時保護.....	39
(5) 被害回復支援.....	40
(6) 生活の場を共にすることによる支援.....	41
(7) 同伴児童等への支援.....	41
(8) 自立支援.....	42
(9) アフターケア.....	44
2. 支援の体制.....	46
(1) 女性相談支援センター，女性相談支援員，女性自立支援施設の体制.....	46
(2) 関係機関との連携体制.....	47
(3) 民間団体との連携体制.....	48
(4) 支援調整会議.....	49
(5) 教育・啓発.....	50
(6) 人材育成・研修.....	50
第3章 施策の実施に関する数値目標等.....	51
1. 基本目標.....	51
2. 本計画の見直し.....	51
(参考資料)	
1. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について.....	53
2. 関係機関連絡先一覧.....	67

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1. 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）が成立した。

法において、「困難な問題を抱える女性」とは性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義されている。

令和5年3月29日には、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和5年厚生労働省告示第111号。以下「基本方針」という。）が公示された。

鹿児島県困難な問題を抱える女性への支援基本計画（以下「本計画」という。）は、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性（以下「支援対象者」という。）の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものである。

(2) 計画の位置づけ

法第8条第1項「都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならない。」との規定に基づき策定する。

本計画は、法や基本方針の内容を受け、支援対象者の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的に推進するための指針とするものである。

(3) 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

2. 現状及び課題

(1) 現状

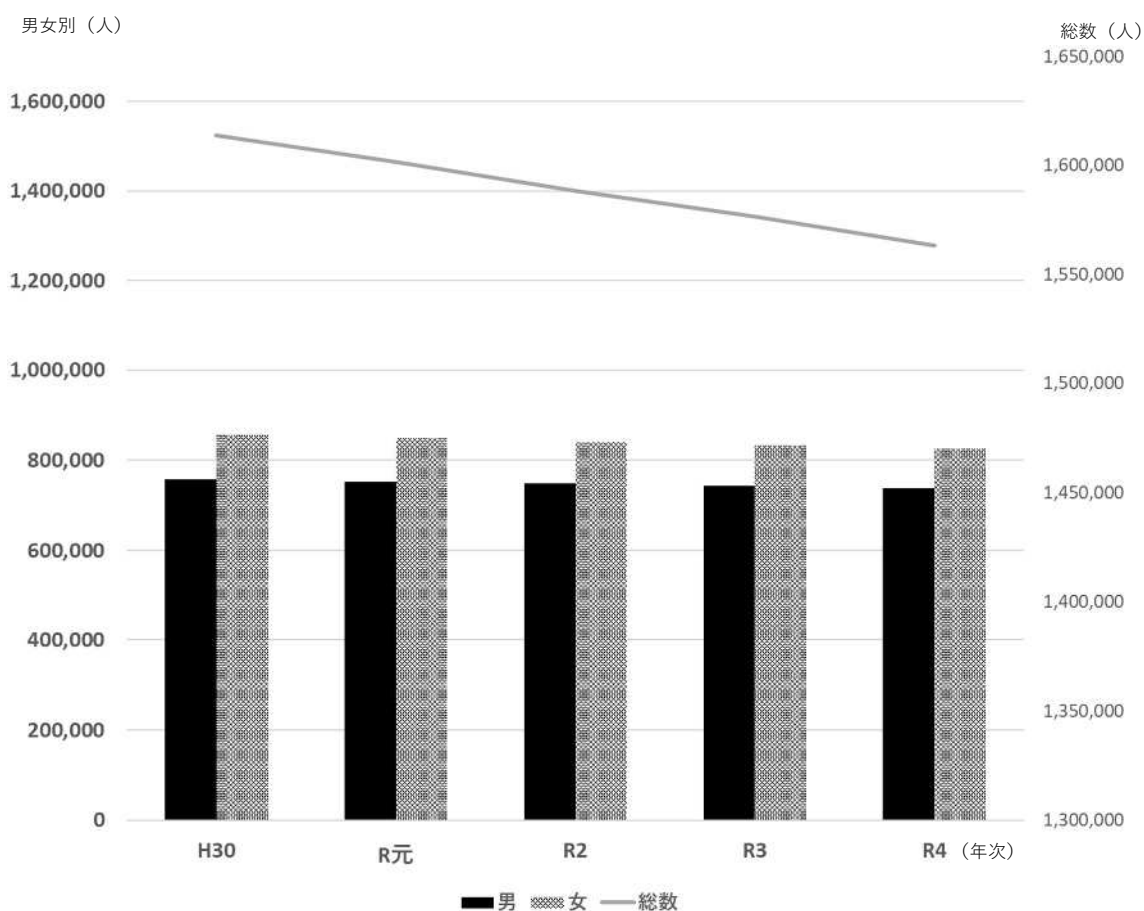
① 本県の人口の推移

近年の本県の男女別人口は、男性約47%、女性約53%の比率となっており、男女共に減少傾向となっている。

【図表1】本県の男女別人口の推移 (人)

年次	男	男比率	女	女比率	総数
H30	758,331	47.0%	855,638	53.0%	1,613,969
R元	753,117	47.0%	848,594	53.0%	1,601,711
R2	748,306	47.1%	839,950	52.9%	1,588,256
R3	743,576	47.2%	832,912	52.8%	1,576,488
R4	738,127	47.2%	824,997	52.8%	1,563,124

※鹿児島県ホームページ掲載「鹿児島県・市町村別、男女別人口及び世帯数の推移」から抜粋



② 女性相談支援センターの利用者の状況等

「女性相談センター」、「婦人相談員」、「婦人保護施設」は、本計画においては、「女性相談支援センター」、「女性相談支援員」、「女性自立支援施設」と記載する。

ア 女性相談支援センターの役割

女性相談支援センターは、支援対象者への支援に関し、主として次に掲げる業務を行う。(法第9条)

- ・ 支援対象者の立場に立って相談に応じ、又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介する。
- ・ 支援対象者の緊急時における安全の確保及び一時保護を行う。
- ・ 支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行う。
- ・ 支援対象者が自立して生活することを促進するため、就労支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う。
- ・ 支援対象者が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行う。

イ 女性相談支援センターの相談実績

本県の相談件数は、令和2年度までは減少傾向にあったが、令和3年度からは増加している。

相談内容として最も多かったのは、平成30年度では「精神的問題」で、翌年の令和元年度からは「夫等からの暴力」となっている。

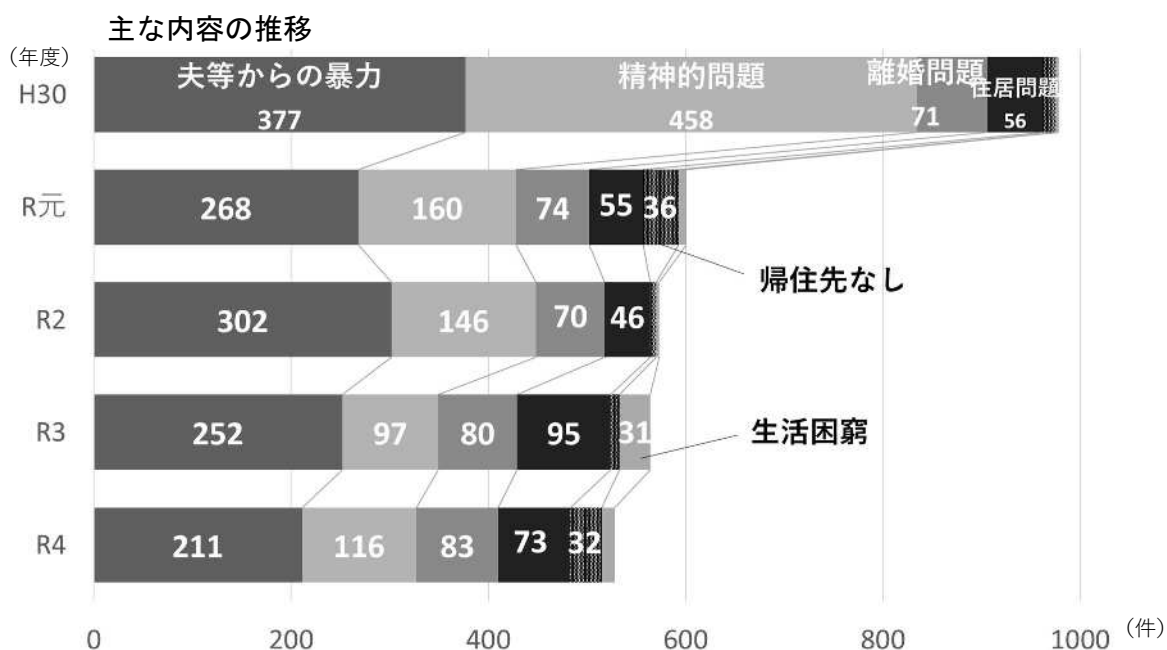
相談件数としては、「精神的問題」「夫等からの暴力」といった主な相談内容は減少傾向にあるが、「人間関係」の「その他」に分類しているように、必ずしも主訴は明確ではないが、話を聞いて欲しいといった内容の相談は増加傾向にあり、相談件数全体も増加している。

【図表2】女性相談支援センターにおける内容別相談件数の推移(電話・来所) (件)

年度	人間関係													経済関係				医療関係				合計	
	夫等		子ども		親族		交際相手			その他	生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	住居問題	帰宅先なし	売春強要		売春防止法第5条違反
	夫等からの暴力 (注1)	薬物中毒・酒乱 離婚問題 その他	子どもからの暴力 養育困難 その他	親の暴力 その他の親族からの暴力 その他	交際相手からの暴力 同性の交際相手からの暴力 その他	その他の者からの暴力	男女問題 ストーカー被害 家庭不和 その他	生活困窮	サラ金・借金														
H30	377	1 71 103	9 3 74	24 3 99	7 0 6	23 7 5	9 418	3 4 18	66	35	458	8 45	56	13	0	1 1,946							
R元	268	0 74 118	8 1 74	26 6 83	7 0 7	4 11 19	14 219	8 10 23	36	4	160	27 29	55 36	0	0 1,327								
R2	302	2 70 122	11 2 69	27 7 63	6 0 4	6 10 8	11 200	3 4 11	41	9	146	7 16	46 6	0	0 1,209								
R3	252	0 80 162	6 2 82	18 3 84	10 0 3	9 8 6	15 217	31 7 13	43	7	97	2 36	95 9	2	0 1,299								
R4	211	0 83 194	7 0 55	10 2 159	17 0 8	5 5 3	16 508	13 5 4	38	9	116	6 36	73 32	1	0 1,616								

(注1)「夫等」には事実婚、元夫及び同居中の交際相手を含む

(注2) R4は、話を聞いて欲しいという内容の電話件数が増加



女性相談支援センターへの来所相談件数については、全体的に減少傾向にある。

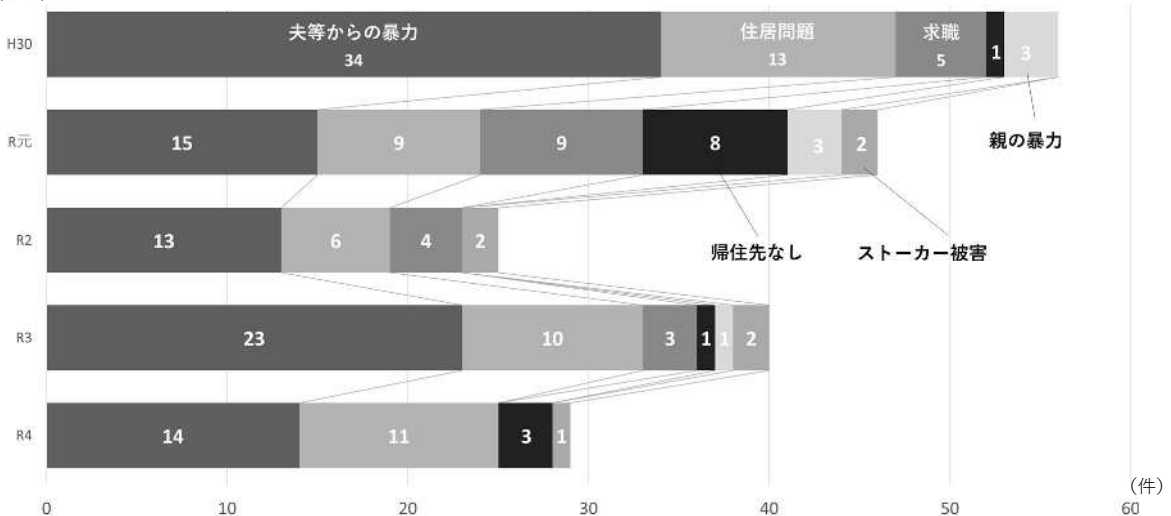
相談内容は、緊急性のある場合や、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。））に関する証明書の発行，保護命令申立書の記載支援等で「夫等からの暴力」が多い傾向にあり，次に住居問題が多くなっている。

【図表 3】女性相談支援センターにおける内容別相談件数の推移（来所相談）（件）

年度	人間関係									経済関係				医療関係				住居問題	帰宅先なし	合計		
	夫等			子ども		親族			その他	生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他					
	夫等からの暴力 (注)	離婚問題	その他	子どもからの暴力	その他	親の暴力	その他の親族からの暴力	その他														
H30	34	1	0	0	3	3	1	0	3	0	12	1	0	5	6	4	1	0	2	13	1	90
R元	15	2	1	0	2	3	1	1	0	2	9	0	1	9	6	0	0	6	2	9	8	77
R2	13	0	1	1	0	0	0	0	0	2	2	0	2	4	3	0	0	0	0	6	0	34
R3	23	0	0	0	1	1	0	1	1	2	2	0	2	3	13	0	0	0	7	10	1	67
R4	14	1	0	0	1	0	0	1	0	1	15	0	0	0	3	0	0	0	3	11	3	53

(注)「夫等」には事実婚、元夫及び同居中の交際相手を含む

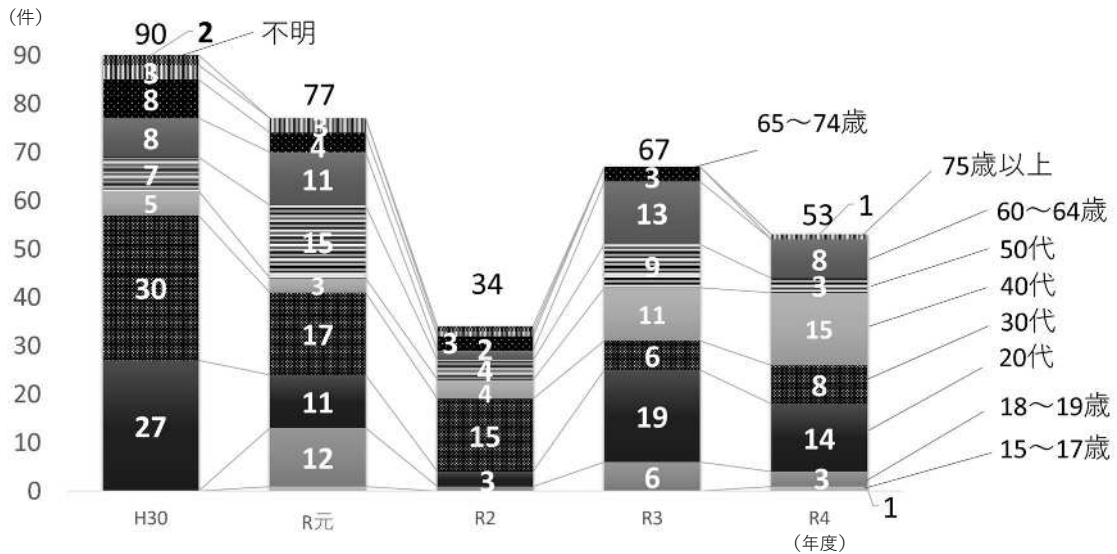
(年度) 主な内容の推移（来所相談）



来所相談件数を年齢別に見ると、平成30年度から令和2年度までは30代の相談が最も多いが、令和3年度では20代の相談が最も多くなっている。

また、40代の相談が増加傾向にあり、令和4年度では40代の相談が最も多くなっている。

【図表4】来所相談件数の年齢別推移



来所相談件数については、全国及び本県ともに減少傾向にある。

【図表5】女性相談支援センターの来所相談件数の推移 (件)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
全国	11,827	11,828	10,591	9,281	8,977
本県	90	77	34	67	53

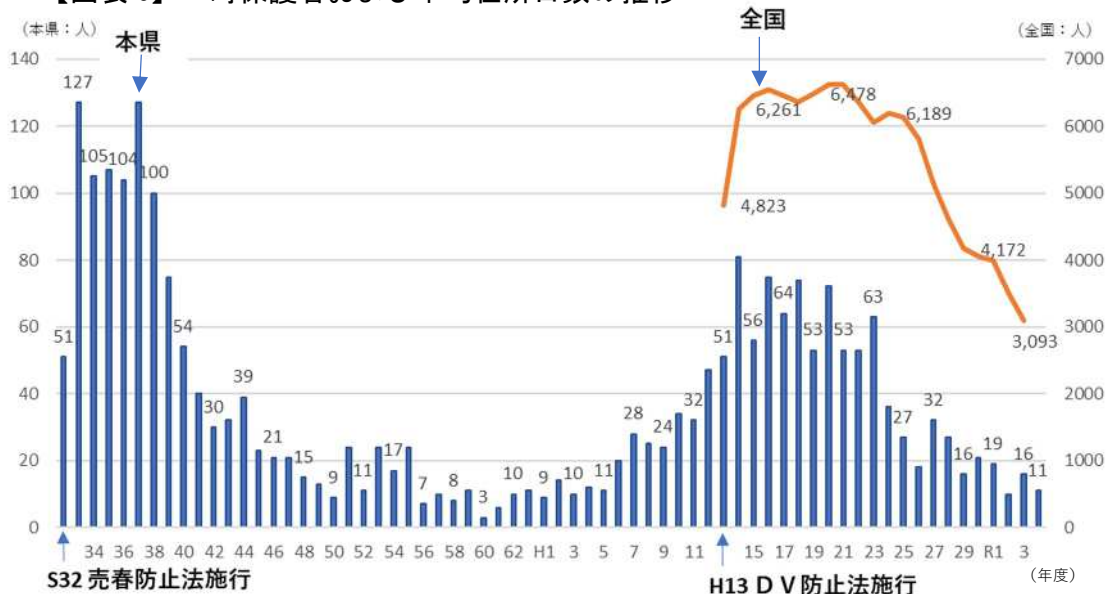
※全国の件数は厚生労働省ホームページ掲載「困難な問題を抱える女性への支援について」より抜粋

③ 一時保護者数の状況

支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合等に、女性相談支援センターが一時保護又は女性自立支援施設等への一時保護委託を行う。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「DV防止法」という。）が施行された後の 10 年間は、それまでと比較し多くなっていたが、平成 20 年代後半からは減少傾向にある。

【図表 6】一時保護者および平均在所日数の推移



※同伴児童を含まない

一時保護及び一時保護委託者数については、全国的にも減少傾向にある。

【図表 7】 一時保護者数の推移 (人)

年度	H30	R 元	R2	R3	R4
全国	4,052	3,994	3,514	3,093	2,963
本県	21	19	10	16	11

※全国の件数は厚生労働省ホームページ掲載「困難な問題を抱える女性への支援について」より抜粋
 ※同伴家族を含まない

【図表 8】 人口 10 万人あたり一時保護者数の推移 (人)

年度	H30	R 元	R2	R3	R4
全国	3.20	3.16	2.79	2.46	2.37
本県	1.30	1.19	0.63	1.02	0.70

※ $10 \text{万} \div \text{年度毎人口 (千人)} \times \text{年度毎一時保護者数}$ により算出。
 ※全国の人口は総務省統計局ホームページ掲載「人口推計」を参照。
 ※同伴家族を含まない

【図表 9】 一時保護委託者数の推移 (人)

年度		H30	R 元	R2	R3	R4
一時保護された女性	全国	1,163	1,261	1,136	936	930
	本県	0	2	1	4	0
同伴家族	全国	1,336	1,489	1,178	1,018	1,115
	本県	0	2	0	3	0
同伴家族を含む総数	全国	2,499	2,750	2,314	1,954	2,045
	本県	0	4	1	7	0

※全国の件数は厚生労働省ホームページ掲載「困難な問題を抱える女性への支援について」より抜粋

【図表 10】 一時保護後の状況の推移 (人)

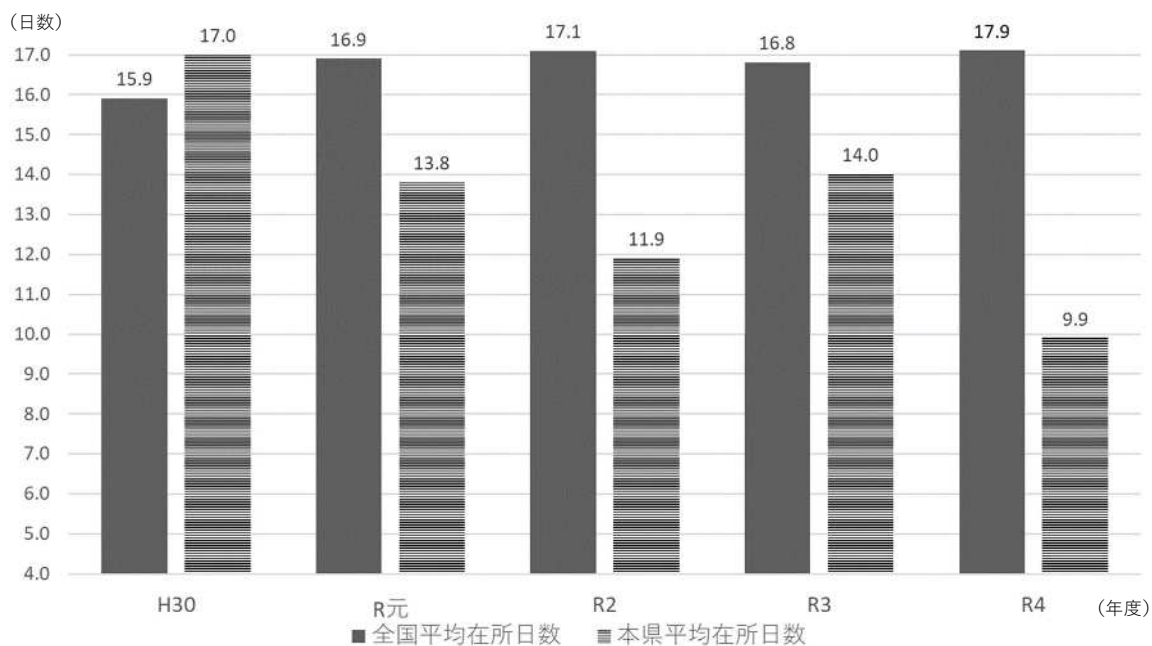
年度	H30	R元	R2	R3	R4	合計
女性自立支援施設へ入所	2	5	2	4	3	16
自立（アパート、公営住宅等へ入居）	4	2	1	5	0	12
帰宅（一時保護される直前までの住居）	1	2	2	1	4	10
帰郷（実家・生家・親族宅等）	2	4	3	1	1	11
ホテル又は民間シェルター等	3	0	0	1	2	6
病院へ入院	3	0	0	0	0	3
母子生活支援施設へ入所	5	3	1	2	0	11
他の社会福祉施設へ入所	1	3	1	2	0	7
その他	0	0	0	0	1	1
合計	21	19	10	16	11	77

※その他：警察、その他団体等

※同伴家族を含まない

本県の平均在所日数は、平成 27 年度から増加傾向にあり（図表 6 参照）、平成 30 年度には全国平均を上回ったが、令和元年度以降は再び全国平均を下回り減少傾向にある。

【図表 11】 一時保護平均在所日数の推移



※全国の日数は厚生労働省ホームページ掲載「困難な問題を抱える女性への支援について」より抜粋

④ 市の女性相談支援員への来所相談の状況

【図表 12】市における女性相談支援員数の推移（人）（各年 4 月現在）

年度	H30	R 元	R2	R3	R4
全国	1,018	1,029	1,064	1,120	1,133
本県	15	17	17	20	19

※全国の件数は厚生労働省ホームページ掲載「困難な問題を抱える女性への支援について」より抜粋

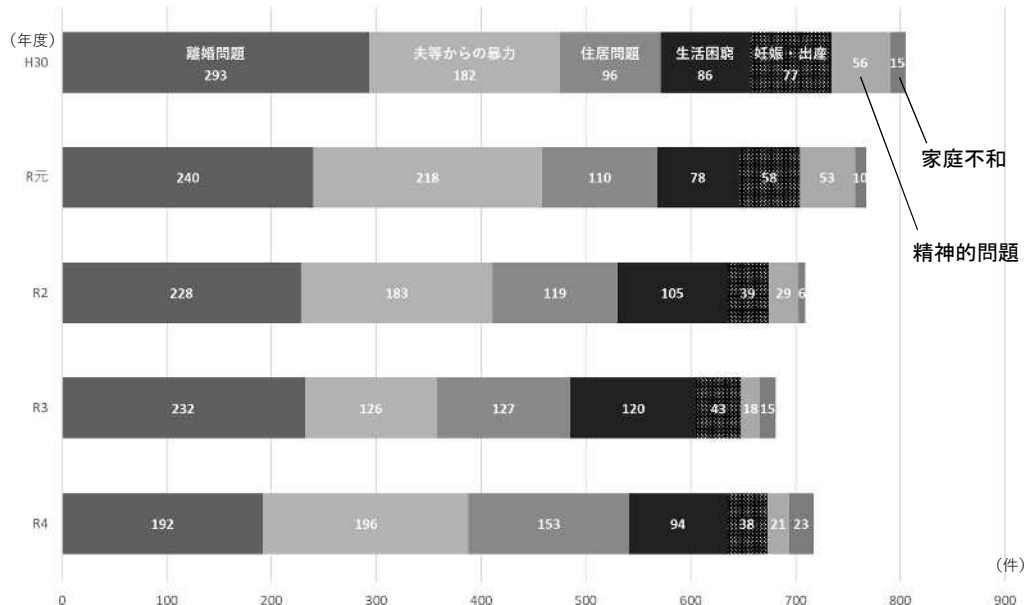
※令和 4 年 4 月現在女性相談支援員設置市は 8 市（鹿児島市、鹿屋市、出水市、指宿市、薩摩川内市、奄美市、始良市、南さつま市）

相談内容としては令和 3 年度までは離婚問題が最も多かったが、令和 4 年度では夫等からの暴力が多くなっている。また住居問題が一貫して増加傾向にある。

【図表 13】市における女性相談支援員への来所相談件数の推移（件）

年度	人間関係													経済関係				医療関係				住居問題	帰住先なし	年少者の性的課題	合計					
	夫等			子ども			親族			交際相手				生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他									
	夫等からの暴力 (注)	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	同性の交際相手からの暴力	その他の者からの暴力													男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他	
																														その他
H30	182	4	293	66	10	7	94	7	7	50	5	0	12	5	1	6	15	76	86	1	24	106	26	56	77	13	96	3	0	1,328
R元	218	4	240	79	6	7	110	11	5	37	9	1	18	6	3	1	10	44	78	10	39	65	12	53	58	29	110	1	0	1,264
R2	183	2	228	55	12	12	98	6	4	48	3	0	5	2	2	7	6	63	105	3	14	79	11	29	39	23	119	0	1	1,159
R3	126	0	232	87	5	11	52	3	2	19	5	0	10	3	2	6	15	56	120	2	9	41	11	18	43	21	127	0	0	1,026
R4	196	0	192	71	9	8	70	4	2	28	4	0	9	2	1	6	23	50	94	5	11	67	3	21	38	19	153	3	0	1,089

(注)「夫等」には事実婚、元夫及び同居中の交際相手を含む



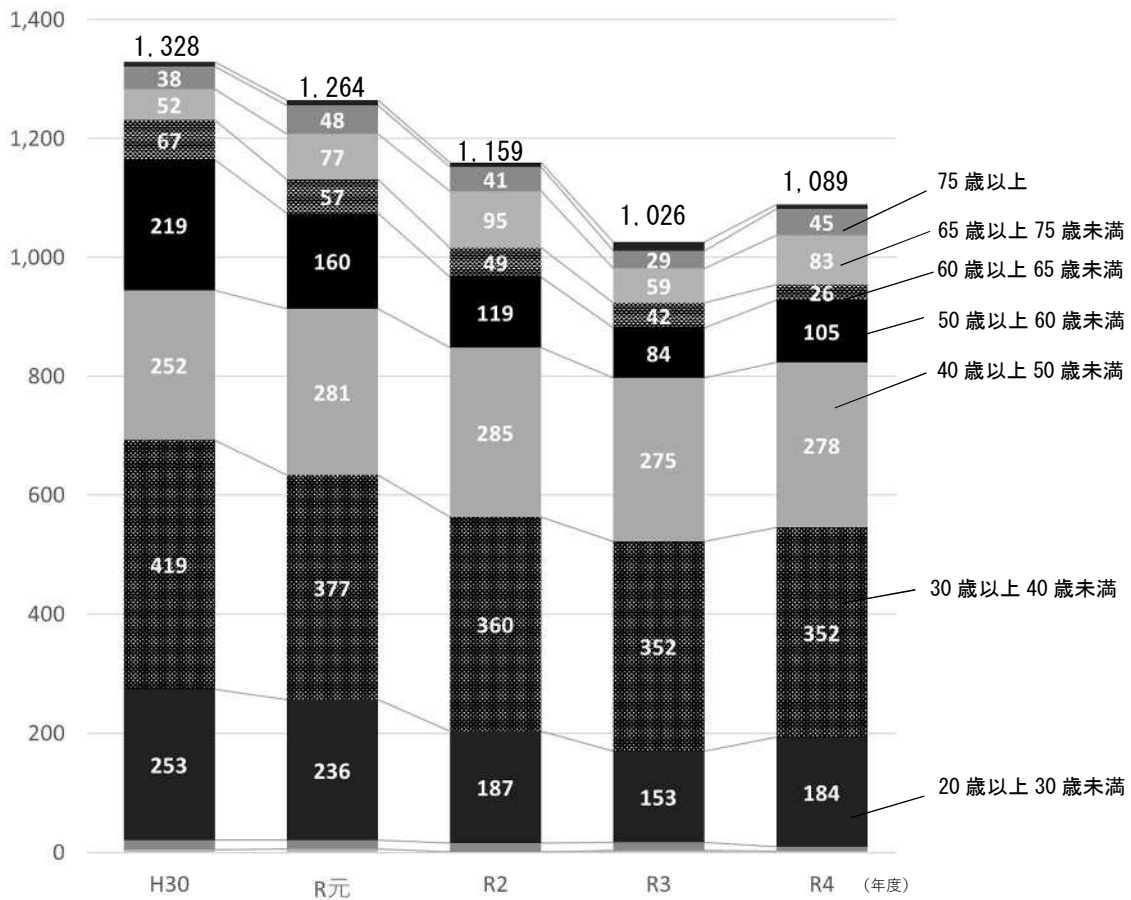
年齢別件数では、一貫して30歳以上40歳未満が最も多く、次いで40歳以上50歳未満、20歳以上30歳未満の順に多くなっている。

一方で、50歳以上60歳未満及び、60歳以上65歳未満については5年間で半数以下に減少している。

【図表 14】市における女性相談支援員への来所相談に関する年齢別件数 (件)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
15歳未満	0	0	0	1	0
15歳以上18歳未満	4	6	1	2	2
18歳以上20歳未満	17	14	15	14	7
20歳以上30歳未満	253	236	187	153	184
30歳以上40歳未満	419	377	360	352	352
40歳以上50歳未満	252	281	285	275	278
50歳以上60歳未満	219	160	119	84	105
60歳以上65歳未満	67	57	49	42	26
65歳以上75歳未満	52	77	95	59	83
75歳以上	38	48	41	29	45
不明	7	8	7	15	7
合計	1,328	1,264	1,159	1,026	1,089

(件) 【図表 15】年齢別推移



⑤ 女性自立支援施設の利用者の状況

女性自立支援施設は、支援対象者を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的としている。(法第12条)

【図表 16】 入所理由の種別（前年度末＋当該年度入所者）（人）

年度	夫等からの暴力（注）	親からの暴力	交際相手からの暴力	その他の者からの暴力	男女問題	妊娠出産	帰住先なし	その他	合計
H30	3	1	1	1	0	0	1	0	7
R元	3	0	2	1	0	1	1	0	8
R2	3	0	0	0	1	0	1	0	5
R3	1	0	5	1	0	0	0	0	7
R4	4	0	1	0	0	0	0	1	6

入所理由としては、夫等からの暴力が多く、20歳以上30歳未満の入所者が多い傾向にある。

(注)「夫等」には事実婚及び元夫を含む

【図表 17】 年代別入所者 (人)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
20歳未満	0	2	0	1	0
20歳以上30歳未満	3	1	2	1	2
30歳以上40歳未満	1	2	0	1	1
40歳以上50歳未満	0	0	1	1	2
50歳以上60歳未満	1	1	0	1	0
60歳以上	2	2	2	2	1
合計	7	8	5	7	6

【図表 18】 定員に対する年間平均入所者数の割合 (%)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
全国	21.8	21.7	19.7	16.7	18.4
本県	18.3	11.9	6.9	12.8	10.8

【図表 19】 在所期間 (人)

年度	H30	R 元	R2	R3	R4
3 月未満	0	2	0	2	0
3 月以上 6 月未満	2	0	2	0	2
6 月以上 1 年未満	1	3	0	2	3
1 年以上 2 年未満	1	1	1	2	1
2 年以上 3 年未満	1	1	1	1	0
3 年以上	2	1	1	0	0
合計	7	8	5	7	6

⑥ その他の支援の状況

ア 母子生活支援施設

【図表 20】 入所状況の推移 (県, 市町村の措置含む) (件)

	H30. 4. 1 時点	H31. 4. 1 時点	R2. 4. 1 時点	R3. 4. 1 時点	R4. 4. 1 時点
児童虐待	0	0	0	1	1
DV	42	55	59	44	44
離婚	0	0	0	0	0
生活困窮	8	5	5	4	4
住宅問題	3	5	5	6	6
その他	1	1	2	2	3
合計	54	66	71	57	58

イ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

【図表 21】 相談件数の推移 (件)

年度	H30	R 元	R2	R3	R4
全国	—	41, 384	51, 141	58, 771	63, 091
本県	371	381	472	418	512

※全国件数は、内閣府ホームページ掲載「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの国の相談件数の推移（令和 4 年度）」より抜粋

※本県件数は、性暴力被害者サポートネットワークかごしま（FLOWER）の相談件数

※男性からの相談を含む

ウ かごしま子ども・若者総合相談センター

【図表 22】 相談延べ人数の推移 (人)

年度	男	女	不明	合計
H30	376	168	0	544
R 元	364	149	0	513
R2	347	152	0	499
R3	1,048	885	7	1,940
R4	1,269	772	20	2,061

※令和3年度については、相談員を1名増員し、また訪問によるフォローアップを開始したことにより相談人数が増加している

エ 女性健康支援センター

【図表 23】 主たる相談内容及び延べ人数の推移 (人)

年度	思春期	妊娠・出産	予期せぬ妊娠	不妊	メンタルケア	更年期	その他	合計
H30	17	42	9	6	60	8	153	295
R 元	6	31	5	15	17	7	187	268
R2	5	53	9	7	42	12	217	345
R3	12	85	19	1	29	6	246	398
R4	6	69	20	1	30	12	249	387

オ 県保健所

【図表 24】精神保健福祉相談の延べ人数の推移（保健所内面接相談）（人）

相談内容	H30		R元		R2		R3		R4	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
老人精神保健	7	12	1	10	4	9	4	9	3	1
社会復帰	15	5	12	6	7	2	18	7	12	14
アルコール	29	3	22	2	41	2	24	9	36	4
薬物	1	0	3	0	3	0	0	0	2	2
ギャンブル					1	0	0	0	4	0
ゲーム・ネット					0	0	0	2	0	0
思春期	3	3	2	5	2	7	24	7	6	11
心の健康づくり	47	16	27	11	16	16	14	14	20	19
高次脳機能障害	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0
LGBT					0	0	2	0	0	0
その他	178	154	156	152	144	150	123	128	111	113
合計	280	193	224	186	218	186	209	176	196	164
（再掲）ひきこもり	6	6	15	5	10	5	8	4	11	2
（再掲）自殺関連	6	7	14	32	15	52	28	45	23	27
うち自殺者遺族	0	1	0	0	0	1	0	15	0	5
（再掲）犯罪被害	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

※再掲は、他の相談と併せて相談のあった内容であり、合計に含む

【図表 25】精神保健福祉相談の延べ人数の推移

(保健所外(相談会会場)面接相談)

(人)

相談内容	H30		R元		R2		R3		R4	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
老人精神保健	7	3	19	11	7	5	7	6	12	9
社会復帰	35	13	33	19	7	12	16	12	14	14
アルコール	22	1	25	12	39	5	32	4	17	4
薬物	1	0	0	0	1	3	10	0	19	0
ギャンブル					0	0	1	0	7	0
ゲーム・ネット					0	0	5	0	0	0
思春期	4	0	4	15	1	3	11	11	5	19
心の健康づくり	8	10	13	10	21	17	4	11	12	2
高次脳機能障害	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0
LGBT					0	0	0	0	0	0
その他	170	122	233	222	298	211	177	128	161	114
合計	248	150	330	289	374	256	263	172	247	162
(再掲) ひきこもり	6	4	17	7	21	6	5	3	0	2
(再掲) 自殺関連	13	22	43	79	27	69	35	44	27	41
うち自殺者遺族	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
(再掲) 犯罪被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※再掲は、他の相談と併せて相談のあった内容であり、合計に含む

【図表 26】電話相談の延べ人数の推移

(人)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
男	3,192	3,589	5,268	4,431	3,760
女	1,731	2,944	3,630	2,704	2,794

【図表 27】 家庭訪問指導実施延べ人数の推移 (人)

相談内容	H30		R元		R2		R3		R4	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
老人精神保健	26	11	9	7	6	13	9	16	8	3
社会復帰	26	6	56	16	10	29	44	37	66	36
アルコール	38	0	27	4	50	8	55	13	45	6
薬物	3	0	1	0	1	2	2	0	2	2
ギャンブル	/	/	/	/	0	0	0	0	1	0
ゲーム・ネット	/	/	/	/	0	0	2	0	0	0
思春期	2	1	1	4	0	1	3	5	13	4
心の健康づくり	16	13	22	19	47	35	33	15	20	21
高次脳機能障害	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
LGBT	/	/	/	/	0	0	1	0	0	0
その他	189	156	179	155	234	181	190	107	119	133
合計	301	187	297	205	348	269	339	193	274	205
(再掲) ひきこもり	5	6	29	14	20	12	10	11	9	4
(再掲) 自殺関連	42	23	52	56	36	60	47	41	30	50
うち自殺者遺族	0	1	0	3	0	1	1	6	0	2
(再掲) 犯罪被害	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0

※再掲は、他の相談と併せて相談のあった内容であり、合計を含む

カ 精神保健福祉センター

(高次脳機能障害者支援センター及び自殺予防情報センターの相談件数は除く。)

【図表 28】 精神保健福祉相談の延べ人数の推移 (精神保健福祉センター内面接相談) (人)

年度	老人精神福祉	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム・ネット	思春期	心の健康づくり	高次脳機能障害	LGBT	その他	合計	(再掲) ひきこもり	(再掲) 自殺関連	うち自殺者遺族	(再掲) 犯罪被害
H30	1	0	0	1	0	/	12	51	0	/	116	181	(2)	(4)	(1)	(1)
R元	1	0	3	5	2	/	21	48	0	(6)	186	266	(8)	(4)	0	0
R2	3	1	5	3	4	0	18	83	0	0	149	266	(1)	(2)	0	(2)
R3	4	1	2	3	0	0	15	40	0	(2)	110	175	(1)	(2)	0	0
R4	2	0	27	1	1	0	15	14	0	(2)	61	121	(1)	(1)	0	0

※ () は再掲

【図表 29】女性からの電話相談の推移 (人)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
電話相談	1,021	1,162	1,276	1,731	1,200

キ 生活保護被保護者

【図表 30】生活保護被保護人員数の推移

年度	本県 (人)			女性の割合 (%)	
	男	女	合計	本県	全国
H30	14,368	15,726	30,094	52.3	50.5
R元	14,219	15,550	29,769	52.2	50.6
R2	14,055	15,260	29,315	52.1	50.5
R3	13,912	14,936	28,848	51.8	50.5

※厚生労働省「被保護者調査（年次調査）」の公表資料から抜粋

【図表 31】令和3年度年齢層別生活保護被保護人員数

年代	本県 (人)			女性の割合 (%)	
	男	女	合計	本県	全国
10代以下	1,519	1,381	2,900	47.6	48.6
20代	303	394	697	56.5	56.3
30代	526	723	1,249	57.9	57.9
40代	1,175	1,266	2,441	51.9	52.7
50代	2,099	1,562	3,661	42.7	43.8
60代以上	8,290	9,610	17,900	53.7	51.1
合計	13,912	14,936	28,848	51.8	50.5

※厚生労働省「被保護者調査（年次調査）」の公表資料から抜粋

カ 就職・職業能力開発に向けた支援の状況

【図表 32】鹿児島県男女別雇用者数の推移 (千人)

区分	H29.10.1時点			R4.10.1時点		
	総数	男	女	総数	男	女
全国	55,840	29,980	25,859	57,225	30,040	27,185
本県	652	326	325	649	320	329

※総務省「平成29年就業構造基本調査」から抜粋

※総務省「令和4年就業構造基本調査」から抜粋

【図表 33】 鹿児島県男女別非正規雇用者数 (千人)

	総数	男		女	
全国	21,110	6,642	31.5%	14,468	68.5%
本県	251	72	28.7%	179	71.3%

※人数は総務省「令和4年就業構造基本調査」から抜粋

【図表 34】 ひとり親家庭自立支援給付金事業の給付者数の推移 (件)

年度	H30	R元	R2	R3	R4
自立支援給付金	26	29	18	22	24
高等職業訓練促進給付金	168	163	150	172	135

※男性への給付を含む

【図表 35】 県立高等技術専門校の状況の推移 (4校合計：入校者数・就職率)

年度	募集定員 (人)	入校者数 (人)		就職率 (%)
		男	女	
H30	150	118	7	95.3
R元	150	119	9	95.8
R2	150	113	4	97.6
R3	150	105	5	95.0
R4	150	102	11	93.2

※4校：吹上高等技術専門校、宮之城高等技術専門校、始良高等技術専門校、鹿屋高等技術専門校

【図表 36】 委託訓練の状況の推移 (訓練コース合計：入校者数・就職率)

年度	募集定員 (人)	入校者数 (人)		就職率 (%)
		男	女	
H30	1,839	1,397	971	77.0
R元	1,867	1,347	935	80.0
R2	1,884	1,408	895	79.2
R3	1,937	1,483	1,085	79.9
R4	1,869	1,325	883	82.2

※令和4年度の就職率は、訓練修了後3か月での就職率が出ていないコースがあるため、令和5年3月末現在の数値
 ※募集定員のうち20人は、就労経験のない又は就労経験に乏しい、いわゆる長期失業状態にある母親等の就労を支援するコース

【図表 37】 障害者職業能力開発校の状況

年度	募集定員 (人)	入校者数 (人)	入校者数		就職率 (%)
			男	女	
H30	100	67	44	23	76.4
R 元	100	54	44	10	76.2
R2	100	48	26	22	76.9
R3	100	61	40	21	70.8
R4	100	44	29	15	77.2

【図表 38】 ポリテクカレッジ川内の状況（入校者数・就職率）

年度	募集定員 (人)	入校者数 (人)	入校者数		就職率 (%)
			男	女	
H30	70	80	79	1	100.0
R 元	70	79	76	3	100.0
R2	70	71	67	4	97.6
R3	70	76	73	3	100.0
R4	70	69	64	5	100.0

※ポリテクカレッジ川内：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 川内職業能力開発短期大学校

【図表 39】 ポリテクセンター鹿児島島の状況（受講者数・就職率）

年度	募集定員 (人)	受講者数 (人)	受講者数		就職率 (%)
			男	女	
H30	470	392	274	118	87.4
R 元	448	378	258	120	89.9
R2	382	340	224	116	89.1
R3	414	344	218	126	89.9
R4	414	330	236	94	85.8

※ポリテクセンター鹿児島島：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 鹿児島職業能力開発促進センター

【図表 40】 鹿児島労働局の求職者支援訓練の状況（受講者数・就職率）

年度	募集定員 (人)	受講者数 (人)	受講者数		就職率 (%)
			男	女	
H30	672	394	77	317	75.0
R 元	693	366	82	284	70.3
R2	739	391	79	312	64.3
R3	966	411	84	327	74.9
R4	621	442	110	332	69.8

⑦ 協働が可能な民間団体の活動状況

【図表 41】 協働が可能な民間団体の活動状況

協働可能な民間団体	団体数
母子生活支援施設	6
居住支援法人	4
ひとり親家庭等就業・自立支援センター	1
国際交流プラザ	1

⑧ 市町村へのアンケート結果

困難な問題を抱える女性への支援の状況について令和5年4月にアンケートを実施した。

【図表 42】 県内市町村へのアンケート結果 (件)

質問	ある	ない	どちらとも いえない
人員に不足を感じることもある	15	8	16
連携体制に不足を感じることもある	7	18	14
ニーズに応じた支援体制がとれていない とを感じることもある	12	10	17
若年層支援が十分に行き届いていないと 感じることもある	11	6	22
その他課題だと感じることもある	25	14	—

※4市町村については、具体的な取組なし

【図表 43】 「ある」と回答したもののうち、主な内容

主な内容	回答数
他の業務と兼任しており、相談体制が十分でない	11
緊急の際に一時避難する場所がない	7
窓口に来ない、窓口が分からない方の把握	6
組織内で、どこが主体的に支援するか迷う	5
離島の場合、すぐに避難を決断できない(受入可能な安全な施設がない、 島外へ行く旅費助成等の支援がない等)	3
専門員等人材不足や専門的知識不足	3
裁判所や弁護士等に依頼する際に連携が困難	2
本人が困難な問題だと感じていない場合は支援が困難	2
配偶者暴力相談支援センターが無く離島であるため、町単独で対応しな なければならない	2

⑨ DV防止対策等に係る施策の相談の状況

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活不安やストレスなどの影響により、令和2年度に過去最高となり、令和3年度以降も高水準で推移している。

【図表 44】 配偶者暴力相談支援センターの相談件数（本人からの相談）（件）

年度	H30	R元	R2	R3	R4
県女性相談支援センター	172	160	199	171	154
県男女共同参画センター	413	453	486	358	454
県地域振興局・支庁の保健福祉環境部	19	41	35	36	21
配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村	769	1,038	1,158	949	1,240
合計	1,373	1,692	1,878	1,514	1,869

DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの指定状況

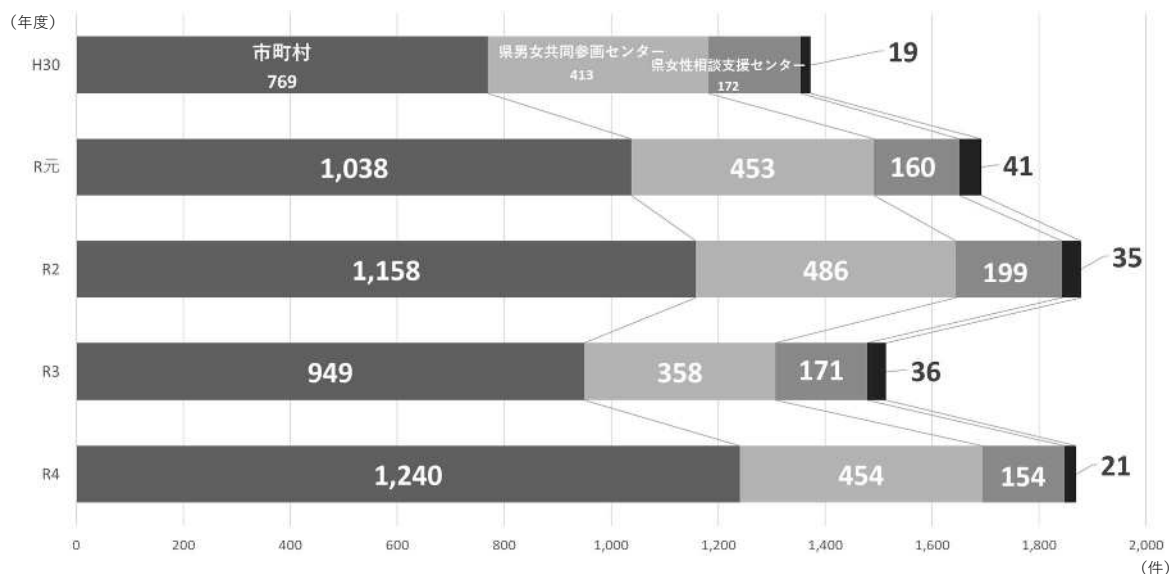
【県指定】

県女性相談支援センター，県男女共同参画センター，各地域振興局・支庁の保健福祉環境部（7箇所）

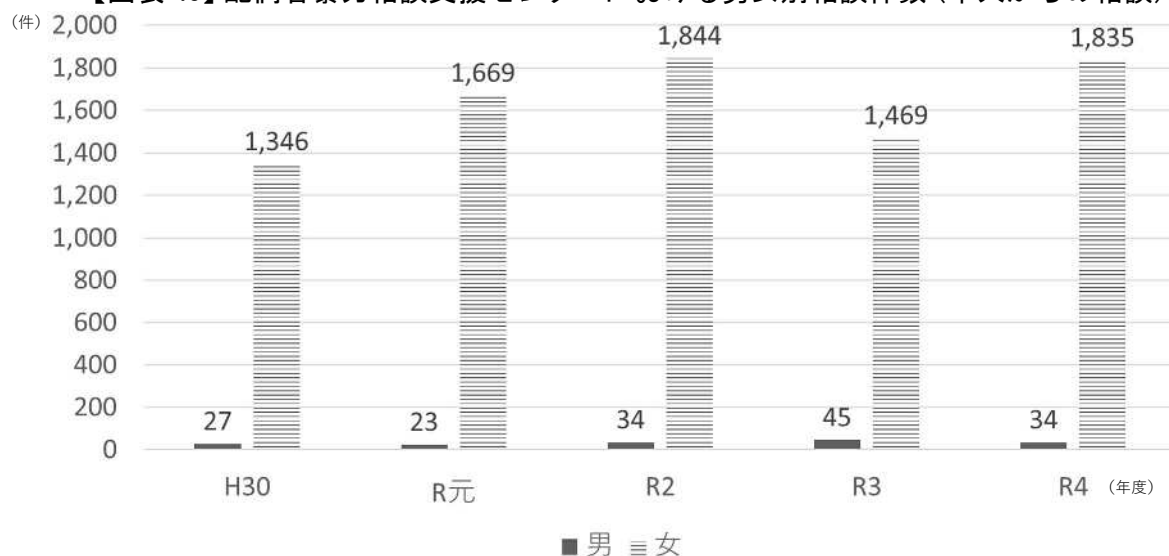
【市町村指定】

知名町（H23.11），薩摩川内市（H25.4），鹿児島市（H25.7），鹿屋市（H27.4），始良市（H27.4），日置市（H29.4），和泊町（H31.4），霧島市（R2.4），出水市（R4.4），志布志市（R5.4）

配偶者暴力相談支援センターの相談件数（本人からの相談）の推移



【図表 45】配偶者暴力相談支援センターにおける男女別相談件数（本人からの相談）



【図表 46】 男女共同参画センター相談室の相談件数 (件)

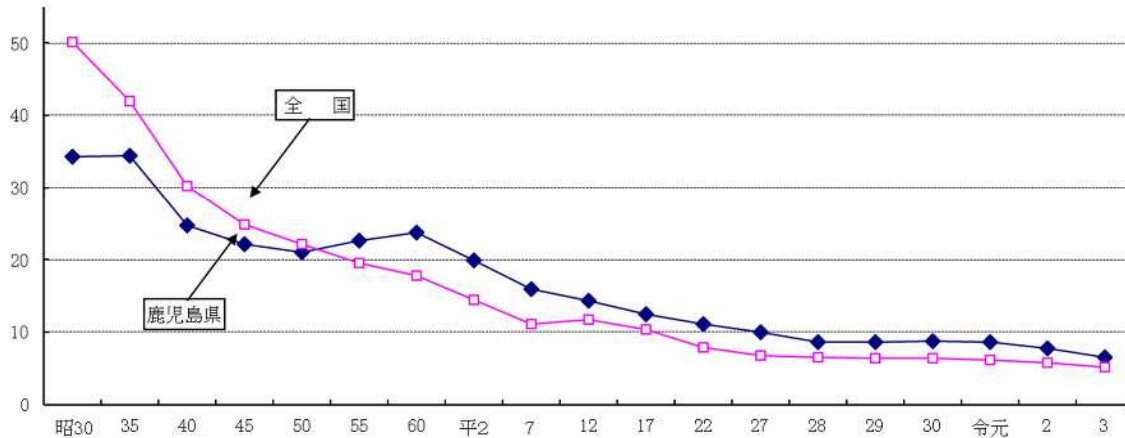
相談内容	H30		R元		R2		R3		R4	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
生き方	15	67	30	101	11	89	20	41	10	41
こころ	84	559	93	333	78	398	24	524	39	397
からだ	40	125	16	66	17	135	19	91	7	79
仕事 (職場の問題)	19	88	22	40	7	64	6	73	10	64
夫婦関係の問題	74	735	107	745	100	749	96	519	85	867
親子・家庭 の悩み	40	301	41	384	62	411	50	288	62	384
人間関係 の悩み	45	276	53	168	33	234	23	159	18	123
性・性的被害	3	10	0	8	5	0	8	7	7	5
暮らし	7	163	20	192	13	383	20	232	14	74
その他	65	446	100	438	129	520	153	488	151	694
合計	392	2,770	482	2,475	455	2,983	419	2,422	403	2,728

⑩ その他のデータ

ア 人工妊娠中絶実施率

【図表 47】人工妊娠中絶実施率の推移

15歳以上50歳未満
女子人口千対

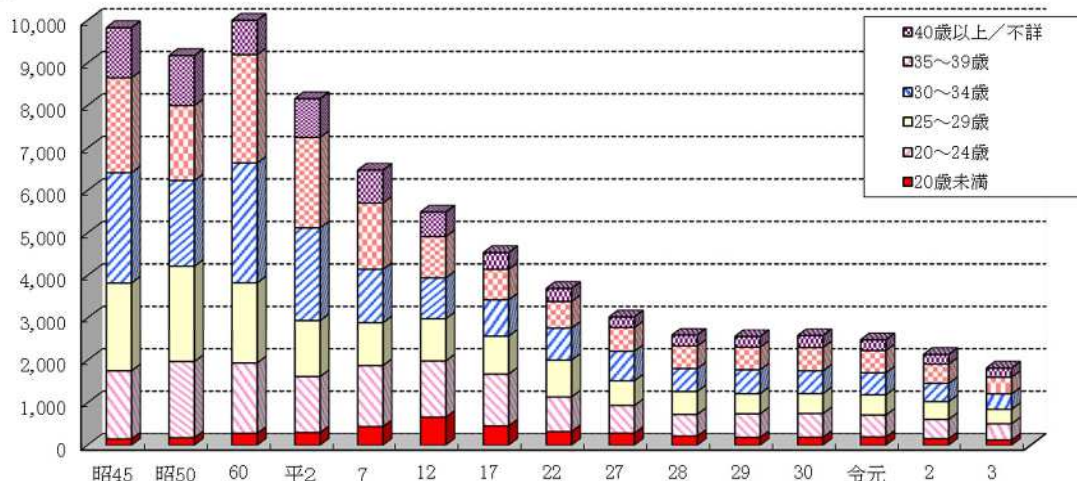


区分	昭30	35	40	45	50	55	60	平2	7	12	17	22	27	28	29	30	令元	2	3
鹿児島県	34.3	34.4	24.7	22.1	21.0	22.6	23.7	19.9	15.9	14.3	12.5	11.1	10.0	8.6	8.6	8.8	8.6	7.8	6.5
全国	50.2	42.0	30.2	24.8	22.1	19.5	17.8	14.5	11.1	11.7	10.3	7.9	6.8	6.5	6.4	6.4	6.2	5.8	5.1

資料：厚生労働省「母体保護統計報告」（～平成13年分：年計）、「衛生行政報告例」（平成14年度分～：年度計）

【図表 48】年齢階級別人工妊娠中絶件数の推移

件数

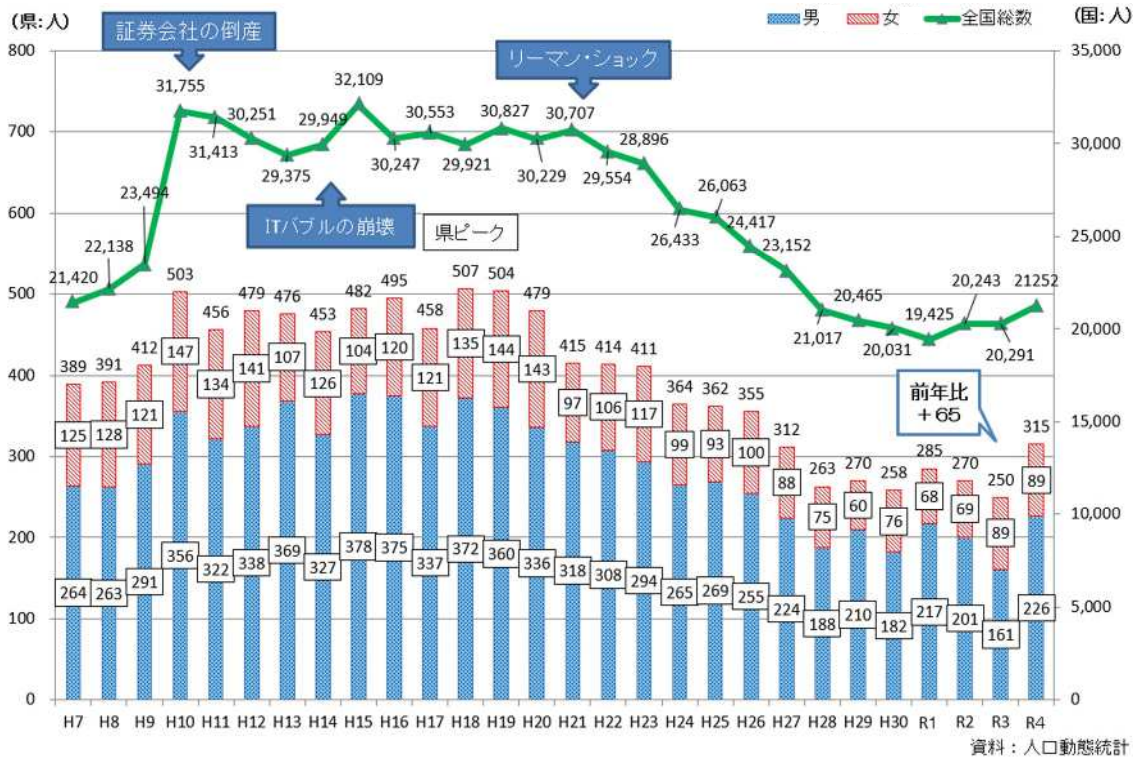


区分	昭45	昭50	60	平2	7	12	17	22	27	28	29	30	令元	2	3	R3年齢階級別中絶率
40歳以上/不詳	1,178	1,178	859	909	771	576	391	305	247	258	251	281	251	227	212	4.8
35~39歳	2,233	1,763	2,547	2,127	1,560	971	719	627	565	529	529	548	523	451	392	8.7
30~34歳	2,594	2,017	2,819	2,181	1,257	961	861	759	695	538	563	532	516	428	363	9.8
25~29歳	2,073	2,246	1,892	1,325	1,014	999	890	864	579	537	472	469	474	415	337	10.9
20~24歳	1,599	1,791	1,653	1,314	1,433	1,321	1,217	813	650	510	551	555	515	453	383	12.8
20歳未満	149	177	281	299	439	660	456	323	285	216	188	191	196	157	124	3.5
合計	9,826	9,172	10,051	8,155	6,474	5,488	4,534	3,691	3,021	2,588	2,554	2,576	2,475	2,131	1,811	6.5

資料：厚生労働省「母体保護統計報告」（～平成13年分：年計）、「衛生行政報告例」（平成14年度分～：年度計）

イ 自殺者数

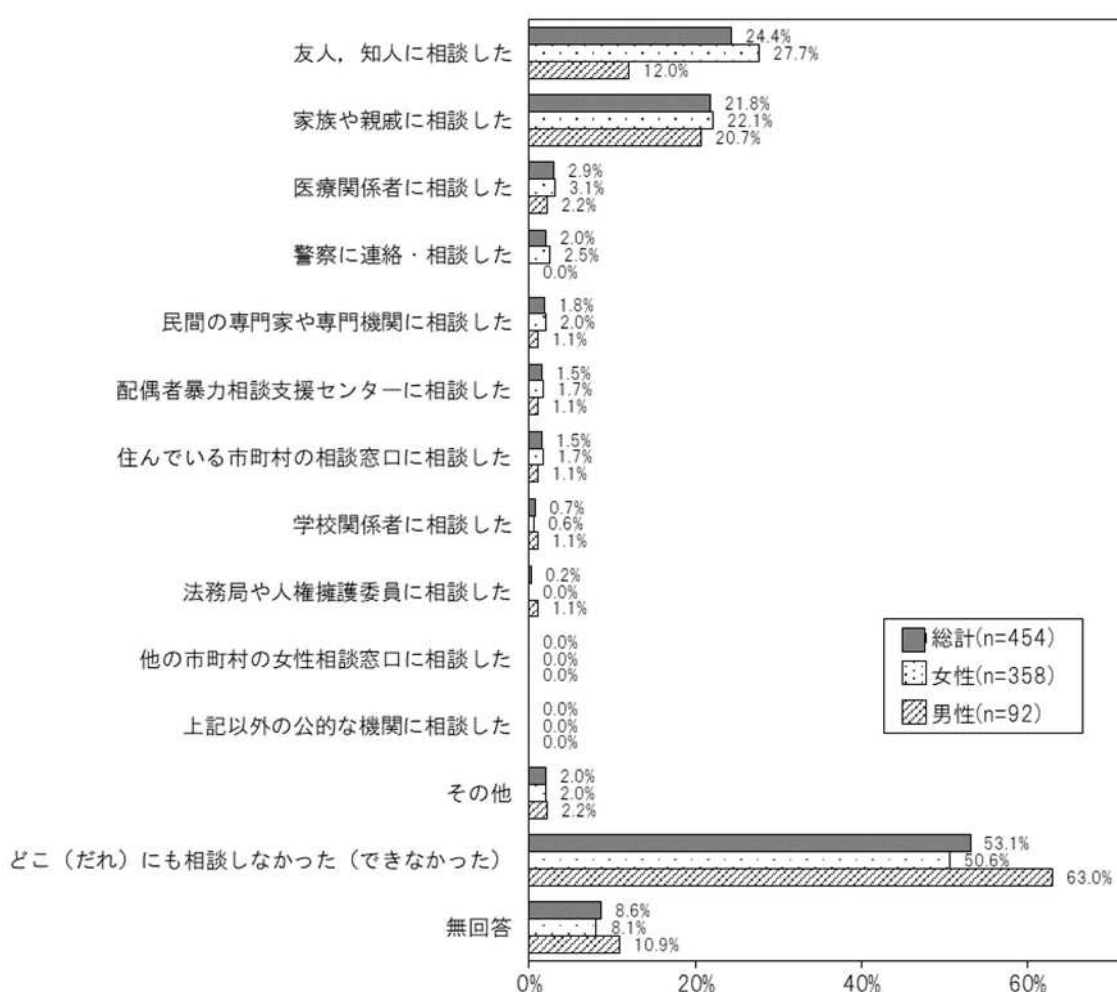
【図表 49】自殺者数の推移



ウ 男女共同参画に関する県民意識調査の結果

暴力や嫌がらせ等について相談したと回答する女性のうち、相談先として「友人，知人」が最も高い割合を示す一方で、回答者数の約半数の女性が「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」と回答している。

【図表 50】暴力や嫌がらせ等についての相談先・複数回答【総計，性別】



※男女共同参画に関する県民意識調査（令和3年度実施）より抜粋

※18歳以上の鹿児島県民を対象に、住民基本台帳に基づき無作為で抽出

【図表 51】暴力や嫌がらせ等についての相談先・複数回答【性・年代別】

相談先	サンプル数	相談先														
		家族や親戚に相談した	友人、知人に相談した	学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談した	医療関係者(医師、看護師、助産師など)に相談した	民間の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シエーターなど)に相談した	配偶者暴力相談支援センター(県女性相談センター、県男女共同参画センターなど)に相談した	警察に連絡・相談した	法務局や人権擁護委員に相談した	住んでいる市町村の相談窓口(住民相談、婦人相談員や女性相談など)に相談した	住んでいる市町村の相談窓口(住民相談、婦人相談員や女性相談など)に相談した	他の市町村の女性相談窓口(婦人相談員や女性相談など)に相談した	上記(6〜10)以外の公的な機関に相談した	その他	どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)	無回答
総計	454	99	111	3	13	8	7	9	1	7	0	0	9	241	39	
	-	21.8%	24.4%	0.7%	2.9%	1.8%	1.5%	2.0%	0.2%	1.5%	0.0%	0.0%	2.0%	53.1%	8.6%	
性・年代別	女性	358	79	99	2	11	7	6	9	0	6	0	0	7	181	29
		-	22.1%	27.7%	0.6%	3.1%	2.0%	1.7%	2.5%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	2.0%	50.6%	8.1%
	10歳代・20歳代	10	2	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0
		-	20.0%	50.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%
	30歳代	28	4	16	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	9	1
		-	14.3%	57.1%	0.0%	7.1%	0.0%	3.6%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	32.1%	3.6%
	40歳代	59	14	23	0	0	1	1	2	0	0	0	0	2	30	3
		-	23.7%	39.0%	0.0%	0.0%	1.7%	1.7%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	50.8%	5.1%
	50歳代	80	19	26	0	4	5	3	5	0	3	0	0	1	41	2
		-	23.8%	32.5%	0.0%	5.0%	6.3%	3.8%	6.3%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	1.3%	51.3%	2.5%
	60歳代	81	17	16	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	43	10
		-	21.0%	19.8%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	53.1%	12.3%
	70歳以上	98	23	13	1	2	1	1	1	0	1	0	0	4	52	13
		-	23.5%	13.3%	1.0%	2.0%	1.0%	1.0%	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	4.1%	53.1%	13.3%
	男性	92	19	11	1	2	1	1	0	1	1	0	0	2	58	10
		-	20.7%	12.0%	1.1%	2.2%	1.1%	1.1%	0.0%	1.1%	1.1%	0.0%	0.0%	2.2%	63.0%	10.9%
	10歳代・20歳代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30歳代	7	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	
	-	28.6%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	57.1%	0.0%	
40歳代	15	5	4	0	2	1	1	0	0	1	0	0	0	8	1	
	-	33.3%	26.7%	0.0%	13.3%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	53.3%	6.7%	
50歳代	22	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	
	-	13.6%	13.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	81.8%	0.0%	
60歳代	18	3	3	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	11	2	
	-	16.7%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%	61.1%	11.1%	
70歳以上	30	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	7	
	-	20.0%	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	56.7%	23.3%	

※男女共同参画に関する県民意識調査（令和3年度実施）より抜粋

※18歳以上の鹿児島県民を対象に、住民基本台帳に基づき無作為で抽出

(2) 課題

① 支援対象者として発見されていない女性の早期把握

ア 困難な問題を抱えていても、どこにも相談できないなど、支援対象者として把握されない人がいることが見込まれる。

イ 発見されていない原因としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 家庭内で暴力被害や経済的な問題といった困難さを抱え、家庭外の社会と接する十分な機会を持たない。
- ・ 低所得ながらも、親等の支援により生活できていることから、困難な状況であると認識していない。
- ・ 生活困窮に関する男女間の偏り・格差など、支援から取り残されている女性に関する調査データが存在しない。
- ・ 公的な機関はハードルが高いなどの理由により、支援を受けることが敬遠されている。

ウ 複合的な困難な問題を抱える女性への支援担当者は、「女性は家庭」などのように社会によって作り上げられた女性像が関わっているという視点（ジェンダー視点）がなければ、問題が複合化していることを認識できない。

エ アウトリーチによる早期の把握が望ましいが、現時点においては把握する体制が十分に整っていない。

◎ 支援対象者として発見されていない女性が存在するという前提を視野に入れると同時に、発見されない状況が続くと、問題がより深刻になる恐れがあることから、支援対象者としての早期把握が必要である。

② 支援施策等の認知度の向上

- ア 困難な問題を抱えていても支援策の存在を知らず、支援が行き届いていない女性が一定数存在することが考えられる。
- イ 特定の支援機関においては、安全確保のために、所在地等を秘匿しているため、広く周知できない。
- ウ 支援窓口や支援内容について県ホームページ等で広報を行っていても支援対象者に届いていない場合も考えられる。特に、デジタルネイティブの世代にある若年女性においては、SNSで情報を得ることが多い。

◎ 支援対象者の特性を的確に捉え、効果的な周知方法を検討した上での支援施策等の認知度の向上が求められる。

③ 相談窓口の充実

- ア 各支援機関においては、相談件数に応じた人員体制を整備することが望ましいが、相談件数が増加しても人員不足で支援担当者が疲弊していることや、他の業務を兼務していること等により、相談に十分に対応できていない状況もある。
- イ 相談員が増えたことにより対応できるケースが増え、相談件数が増加している支援機関もある。
- ウ 必要な配慮と支援が行えるように支援担当者の人材育成、教育の充実が求められる。

◎ 社会情勢を踏まえながら相談件数の動向を注視しつつ、相談件数に応じた相談窓口の充実を図る必要がある。

④ 相談者のニーズ等に合わせた支援体制の充実

ア 女性における困難な問題としては、主に次のようなものがあり、それぞれのニーズに対応する支援が必要である。

- ・ 性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害
- ・ 配偶者や親族からの暴力や虐待
- ・ 予期せぬ妊娠等の女性特有の問題
- ・ 不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難
- ・ 住居問題
- ・ 自身の国籍や出自、疾病や障害、過去の経験に起因する、様々な複合的な差別や社会的排除
- ・ 障害等を背景とした予期せぬ妊娠、就労、ひきこもり、不登校
- ・ 認識する性を女性とし、出生時に割り当てられた性別（男性）との不一致に違和感を持つトランスジェンダー（以下「トランスジェンダー」という。）に起因する人権侵害、差別
- ・ 上記の問題が複雑、複合的に絡んでいるケース

イ 適切な支援を行わなければ、将来的に問題を抱える状況になる可能性がある女性も支援対象にある。

ウ 支援対象者が、それぞれの意思を尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることが重要である。

◎ 支援対象者の中には、多様化・複雑化している社会情勢の中、様々な特性や課題を抱えた女性もおり、相談者のニーズに合わせた柔軟できめ細やかな支援体制を充実していくことが望まれる。

⑤ 一時保護及び施設入所の適切な実施

ア 近年、一時保護の件数及び女性自立支援施設の入所件数は少なくなっている。一時保護は支援対象者の同意の下で行うものであるが、支援対象者の安全の確保等の面から設けられているルールについて本人の同意が得られないなど、保護に至らないことがある。

イ 一時保護を終了する場合は、支援対象者が安定した状態で生活の場に移行し、定着できるように市町村や住宅確保要配慮者居住支援法人等と連携した相談や住まいの確保等の支援の実施が求められる。

ウ 支援対象者の状況は、暴力を振るう配偶者等から避難中である場合や、何らかの事情で生活の拠点を持てていない、児童を同伴している、通学や通勤を希望しているなど、多様である。

エ トランスジェンダーについては、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して可能な支援を検討することが望まれる。

オ 本県には多くの有人島があり、安全な避難先の確保や島外への避難のために旅費が必要になる等、離島特有の事情が考えられる。

◎ 一時保護及び施設入所は、支援対象者が営む普段の生活とは異なる場面での支援であり、安全を確保するために必要なルールについて支援対象者に丁寧な説明を行い、理解・同意が得られた上で、支援対象者のニーズに合わせた支援の提供が求められる。

⑥ 民間団体等との協働の促進

ア 公的な機関はハードルが高いなどの理由により、支援対象者が電話等で直接相談し、支援を受けることが敬遠されている状況が懸念されている。

支援対象者への支援に関する施策を支援対象者に確実に届けるためには、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体と協働し公的機関と役割分担することで本人の意思を尊重した支援を行うことが求められる。

イ 現状においては、支援対象者への支援において、公的機関と連携を行っている民間団体が少ない。

ウ 支援を行うにあたり、民間団体が行っている取組等を把握する必要がある。また、民間団体との連携により、インターネットの活用や巡回等のアウトリーチによる早期把握も求められる。

エ 支援対象者に対し、民間団体等による気軽に立ち寄れる居場所や一時滞在場所において、支援対象者に寄り添い、つながり続ける支援を行い信頼関係の構築に努める必要がある。

オ 支援対象者を把握した場合、安心して支援を受けられるように本人の希望や必要性に応じ、女性相談支援センター等の支援機関につなぎ、その後も支援の継続性を保つ必要がある。

カ 居場所や受け入れ可能な安全な施設がない地域では、警察や市町村、他の地域の民間団体等が協働し、その場所から逃がし、安全な施設で受け入れる支援が必要である。特に離島においては、保護をしても安全な施設がない場合が多く、支援機関や民間団体間等で調整を行い対応することが求められる。

◎ 社会情勢が多様化・複雑化している状況下で、支援対象者に対し支援サービスを確実に届けるためには、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体と公的な支援機関等との連携が求められる。

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための 施策の内容に関する事項

1. 支援の内容

(1) アウトリーチ等による早期の把握

- 支援対象者を早期に把握するためには、支援対象者ができる限り早期に相談支援窓口につながる事が重要である。
- 支援担当者は支援対象者に対し、女性相談支援センター、女性相談支援員を設置している市の担当部署、それ以外の市町村の女性相談窓口及び民間団体に相談や支援を求めることが可能であることについて広く周知を行う必要がある。
- 来所や電話による相談支援だけでなく、SNS等を活用した多様な相談窓口やアウトリーチ、関係機関への同行等の支援に民間団体と連携して取り組んでいく必要がある。
- 関係機関等において把握した情報について、必要な場合には本人同意等の個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、支援に携わるべき関係機関の間で速やかに情報共有が行われるよう、連携を行う必要がある。
- 女性相談支援センターや女性相談支援員等は、支援の入口の段階は可能な限り幅広い者を対象とし、支援対象者の意向を十分に尊重し、心身の状況や背景事情に応じた最適な支援を行うために、適切な機関や民間団体等との連携を図る必要がある。

(県の取組)

支援内容	所管課等
各指定要領に基づき「女性にやさしい医療機関」、「女性の健康づくり協力店」、「女性にやさしい薬局」を指定して県民に向けた情報提供を行う。	健康増進課 【課題②ウ】

支援内容	所管課等
<p>DVに関する相談窓口については、配偶者暴力相談支援センターの電話番号を県ホームページに掲載している。</p>	<p>男女共同参画室 【課題②ウ】</p>
<p>女性相談支援センターの電話番号等を記載した広報カードを市町村、商業施設等で配布を行う。</p>	<p>女性相談支援センター 【課題②ウ】</p>
<p>孤立感や不安を抱えた若年妊産婦等が、身近に相談できる環境を整備するため、LINE等を利用したオンライン相談窓口「かごぷれホットライン」を設置し、妊娠等に関する正しい情報の提供や予期しない妊娠等への相談支援を行う。</p>	<p>子ども家庭課 【課題②ウ】</p>
<p>子どもの養育に係る悩みについては、「子ども・家庭110番」や「親子のための相談LINE」で相談支援を行う。</p>	<p>児童相談所 【課題②ウ】</p>
<p>生徒及び若者からSNSを通じて相談を受け必要なアドバイスを行うなど、双方向でのやりとりを通して悩みの解決を図る。</p> <p>いじめ問題等に悩む子どもや保護者等が、夜間・休日を含めて24時間いつでも相談できる体制を整備することにより、いじめ問題等の早期対応を行う。</p>	<p>高校教育課 義務教育課 【課題②ウ】</p>
<p>県内2カ所の生活困窮者自立相談支援機関においては、生活に困りごとや不安を抱えながらも相談につながない支援対象者に対しアウトリーチを行い、支援プラン作成のための支援を行う。</p>	<p>社会福祉課 【課題①ア】</p>
<p>様々な困難を抱える女性の生活や就労を支援するため、各地域で相談対応を行う民生委員・児童委員等を対象に、当該女性の状況や背景への理解を深め支援スキルを向上する研修を行う。</p>	<p>男女共同参画室 【課題①イ】</p>

(2) 居場所の提供

- 行政機関に相談することのハードルが高く相談窓口にたどり着けない支援対象者や、支援を受けられることに気づかない支援対象者の存在が見込まれる。
- このため、民間団体等による、気軽に立ち寄り、支援担当者へ安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、他の女性達とも交流することができるような居場所の提供は、相談のきっかけ作りに有効である。

(県の取組)

支援内容	所管課等
困難を抱える子ども達や親を含め、多世代交流や地域における居場所となる子ども食堂への支援に取り組む。	子育て支援課 【課題⑥エ】

(3) 相談支援

- 支援対象者に対する相談支援に当たって、法では「困難な問題を抱える女性の福祉の増進」等を目的としており、法の目的に沿った「本人中心」の相談支援を進めることが何よりも重要である。
- 相談支援は、支援対象者と支援担当者との間の信頼関係を築きながら、支援対象者が必要とする支援に適切につなげるための重要な過程でもある。
- 女性相談支援員や女性相談支援センターで相談支援に当たる職員は、相談支援に係る専門的な技術を持ち、支援対象者の立場に寄り添って、支援対象者が抱える課題や背景等の内容を支援対象者とともに整理し、最大限に支援対象者の意思を尊重しながら支援方針等を検討し、支援に必要な関係機関の調整等を進めていく必要がある。

(県の取組)

支援内容	所管課等
<p>DV被害, 離婚問題, 家族・親族間のトラブル, 生活困窮, 暴力被害など, 日常生活又は社会生活を円滑に営む上で支援対象者に対し広く相談に応じる。</p>	<p>女性相談支援センター 【課題④ア】</p>
<p>性別に起因する夫婦・家庭・子育て・就業・社会参画の悩み等の問題を抱える女性に対し, 専任の相談員が相談を受け, 自己解決に向けた支援を行う。専門家の助言が必要な場合は, 弁護士・医師・キャリアコンサルタント等による無料相談を行う。</p>	<p>男女共同参画センター 【課題④ア】</p>
<p>若者を対象に, ピアカウンセラーの資格を持つ大学の学生サークルが, 交際に係る悩みやデートDV, 性感染症や妊娠などの性の問題について相談対応を行う。</p>	<p>男女共同参画センター 【課題④ア】</p>
<p>「犯罪被害者等支援総合窓口」を設置し, 相談内容に応じた適切な個別相談窓口の案内等を行う。</p>	<p>くらし共生協働課 【課題④ア】</p>
<p>被害が潜在化しやすい性犯罪の被害者のための「性犯罪被害者相談電話」を設置し, 相談に応じる。</p>	<p>捜査第一課 【課題④ア】</p>
<p>県, 警察, 公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター, 鹿児島県産婦人科医会の4者が連携・協力して性暴力・性犯罪被害者等を支援する性暴力被害者サポートネットワークかごしま(FLOWER)の相談拠点を設置し, 国の夜間休日コールセンターと連携し, 24時間365日体制で相談に応じる。</p>	<p>くらし共生協働課 【課題④ア】</p>
<p>ストーカー・配偶者からの暴力被害について, 被害の発生を防止するため, 警察による必要な援助・措置を行う。</p>	<p>人身安全・少年課 【課題④ア】</p>

支援内容	所管課等
<p>配偶者暴力相談支援センターにおいては、配偶者からの暴力に対する相談対応やカウンセリングを行うとともに、被害者の一時保護や自立支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を行う。</p>	<p>男女共同参画室 【課題④ア】</p>
<p>女性健康支援センターにおいては、思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科疾患や更年期障害、妊娠・出産についての悩み等、女性の健康相談の支援を行う。</p>	<p>子ども家庭課 【課題④ア】</p>
<p>地域包括支援センターにおいては、介護（介護保険を含む）、介護予防・生活支援サービス、医療、認知症、権利擁護、介護者の離職防止等に関する相談に応じる。また、総合相談支援の中で、家族介護者や複合的な課題（介護、子育て、障がい等）を持つ世帯等への支援を行う。</p>	<p>高齢者生き生き推進課 【課題④ア】</p>
<p>保健所においては、保健師等による精神保健福祉相談や訪問指導を行う。</p> <p>また、精神保健福祉センターにおいては、保健師や心理士によるアルコール、薬物、思春期、認知症等に関する精神保健福祉全般の電話相談や来所相談に応じる。そのほか、精神科医師による一般相談、専門医師による思春期相談、依存症相談、薬物相談、社会変動に伴う精神的不安等のこころの悩みについて相談に応じる。</p>	<p>障害福祉課 精神保健福祉センター 【課題④ア】</p>
<p>ひきこもり地域支援センターや市町村のひきこもり相談窓口等においては、ひきこもり状態にある女性や家族等からの相談に応じる。</p>	<p>障害福祉課 【課題④ア】</p>
<p>かごしま子ども・若者総合相談センターにおいては、不登校、ひきこもり、ニート、フリーターなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者が抱える悩みや問題の相談に対して、助言や専門的な機関への案内等を行う。</p>	<p>青少年男女共同参画課 【課題④ア】</p>

支援内容	所管課等
<p>生活困窮者自立相談支援機関においては、支援員が相談を受け、生活上の様々な困難に直面している方々が自ら問題の解決を図り、自立した生活を送れるよう、支援対象者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し寄り添いながら自立に向けた支援を行う。</p>	<p>社会福祉課 【課題④ア】</p>
<p>家庭児童相談室においては、家庭での育児養育の方法や児童と家族との人間関係など専門的な相談に応じる。</p> <p>また、地域における関係機関等からのヤングケアラーに関する相談に対し、ヤングケアラーの家庭の状況に応じ助言を行い、関係機関等と連携の上、適切な福祉サービスや就労支援サービスのほか必要な支援につなげる。</p>	<p>子ども家庭課 【課題④ア】</p>
<p>臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして全ての教育事務所及び鹿児島市教育委員会に配置し、公立小・中学校、義務教育学校等へ派遣することにより、児童生徒のいじめなど問題行動等や不登校等の未然防止や解決を図る。</p>	<p>義務教育課 高校教育課 【課題④ア】</p>
<p>社会福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカーを県立学校等に派遣し、福祉等の関係機関との連携を図るとともに、児童生徒の問題行動の背景にある環境への働きかけを行うことにより課題解決を図る。</p>	<p>義務教育課 高校教育課 【課題④ア】</p>
<p>母子家庭の母の自立を支援するため、就業に関する相談、就業情報の提供など就業支援サービスを提供するとともに、弁護士等による無料の法律相談を行う。</p>	<p>子ども家庭課 【課題④ア】</p>
<p>本県に在住する外国人については、在留資格や雇用、医療、福祉、出産・子育て、子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう、多言語での相談に対応できる一元的な窓口を運営する。</p>	<p>国際交流課 【課題④ア】</p>

(4) 一時保護

- 若年女性のうち未成年の一時保護については、市町村等の女性相談窓口は女性相談支援センター及び女性相談支援員に相談・連携するとともに、女性相談支援センターは児童相談所と連携し、個々のケースの状況に応じて一時保護等の必要な支援を行う。
- 支援対象者が自らの意思を尊重しつつ置かれた状況に応じてきめ細やかな支援を提供できるよう、行政・民間双方の特徴を尊重し補完し合いながら、民間の柔軟な支援との連携を検討する。
- 一時保護を終了する場合は、女性相談支援センターにおいては、支援対象者が安定した状態で終了後の生活の場に移行し、定着することができるよう、相談支援等を市町村等の女性相談支援員と連携することが必要である。

(県の取組)

支援内容	所管課等
緊急に保護すること等が必要と認められる女性及びその同伴者について、最も適当な援助の施策を決定し、女性自立支援施設への入所又は関係機関等への移送等の措置が採られるまでの間、支援対象者の申請に基づき一時保護を行う。	女性相談支援センター 【課題⑤ア】
未成年である若年女性に関しても、保護者の居住地を管轄する児童相談所が児童福祉法の規定に基づき一時保護を行う。	児童相談所 【課題⑤ア】

(5) 被害回復支援

- 支援対象者の中には、性的な被害や、配偶者、親族等からの身体的、心理的、性的な暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている者や、差別や社会的排除等の経験に起因する困難や生きづらさ等を抱えている者も多く含まれる。
- 心身の健康の回復には一定の期間を要することも想定されるため、支援に当たっては、医療機関等の専門機関にも相談・連携しつつ、心身の健康の回復のための医学的又は心理学的な援助を行うと同時に、生活の中での被害回復に中長期的に寄り添い続ける支援を行うことが必要である。
- 子ども、障害児、若年女性等は、性的な被害を受けていることについて、すぐに認識できなかつたり、認めたくない、知られたくない、言いたくないという心理が働くことにより、後から心的外傷の後遺症があらわれてくることもあるため、早期支援が必要である。

(県の取組)

支援内容	所管課等
<p>性暴力被害者サポートネットワークかごしま(FLOWER)においては、被害直後からの相談対応を行うとともに、必要に応じて医療機関における診療や臨床心理士によるカウンセリング、弁護士による法律相談などを関係機関・団体等と連携して実施することで、被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び被害者等の生活の再建を図る。</p>	<p>くらし共生協働課 【課題④ア】</p>
<p>配偶者暴力相談支援センターである男女共同参画センター及び女性相談支援センターにおいては、暴力被害女性について、必要に応じて中長期的な心理カウンセリングに取り組む。</p>	<p>男女共同参画室 女性相談支援センター 【課題④ウ】</p>
<p>障害者くらし安心相談窓口等においては、障害を理由とした差別に悩む障害者等からの相談に対して、助言や専門的な機関への案内を行う。</p>	<p>障害福祉課 【課題④ア】</p>

(6) 生活の場を共にすることによる支援

- 支援対象者に対しては、一時保護等の後に、安定的な生活を営むための住まいについての情報提供等を行い、支援対象者の状況や意思を十分理解した女性相談支援員や関係機関のサポートを受けながら、安全かつ安心できる環境の下で生活できるようにすることで、被害からの心身の健康の回復や、その人らしい日常生活を取り戻せるように支援していくことが重要である。
- 特に、支援につながるまでの間に、安心できる生活環境や信頼できる人間関係の中に置かれてこなかった支援対象者に対しては、安心できる生活環境と信頼できる人間関係の中で、支援担当者や他の入所者と共に生活を送る日々を重ねることにより、その人らしく生きることへの希望につなげていくことが重要である。

(県の取組)

支援内容	所管課等
女性自立支援施設においては、支援対象者の人権を尊重し、生活リズムの立て直しを図りながら健康管理を行い、心と身体の健康の回復に取り組む。	子ども家庭課 【課題④ウ】

(7) 同伴児童等への支援

- 女性相談支援センターが必要に即して行う同伴児童への支援は、学習支援に限らず、同伴児童本人の状況を児童本人や保護者等からよく聞き取った上で、必要に応じて医療機関や児童相談所、市町村の児童福祉主管課、教育機関等とも連携しつつ、心的外傷へのケアや相談支援等も合わせて実施し、一人の児童として尊重されるようにすることが求められる。
- 特に、保護者である支援対象者の心身のダメージが強く、同伴児童に対する養育が十分に行えない状況の場合は、市町村や児童相談所等と連携しショートステイ、社会的養育等の適切な支援につなげていく必要がある。

(県の取組)

支援内容	所管課等
<p>一時保護者の同伴児童（就学児童）について、一時保護所内で学習支援を行う。同伴児童が年長の男児等である場合は、母子分離を防ぐため、親子で入所可能な施設に一時保護委託を実施する。</p>	<p>女性相談支援センター 【課題⑤ア】</p>
<p>同伴児童が心的外傷等を受けている場合、心理面接の実施や必要に応じて適切な支援を行う。</p>	<p>児童相談所 女性相談支援センター 【課題⑤ウ】</p>
<p>保護者である支援対象者の同伴児童が要保護状態にある場合、児童相談所において当該児童に対して必要な相談援助を行う。</p>	<p>児童相談所 【課題⑤ウ】</p>

(8) 自立支援

- 支援対象者への支援においては、自立とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の支援対象者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを含むものである。
- 支援対象者の自立に向けては、医学的又は心理的支援、生活支援、日中活動の支援、居住支援等の観点から検討されることが重要である。

(県の取組)

支援内容	所管課等
<p>就労経験のない又は就労経験に乏しい母子家庭の母の就労支援を実施し、また出産・子育て等により離職し再就職を希望する女性に対して、就職活動に必要な知識等の習得を支援するセミナーを開催し就職を支援する。</p>	<p>雇用労政課 【課題④ア】</p>

支援内容	所管課等
<p>障害のある女性の職業的自立を促進するため職業訓練を実施する。障害者就業・生活支援センターに障害者就業開拓推進員を設置し、ハローワークとも協力しながら、求人開拓や企業における障害のある方の雇用体験事業などを実施する。</p> <p>「若者就職サポートセンター」においては、職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーや職業相談などを実施する。</p> <p>母子家庭の母に対し、就業に関する相談や就業支援講習会を実施するとともに、母の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭の自立の促進を図るための自立支援教育訓練給付金、母の就職の際に有利で、生活の安定に資する資格の取得を促進するための高等職業訓練促進給付金といった各種制度について、それぞれ活用を促す。</p> <p>配偶者の無い女子で、現に20歳未満の児童を養育している者または寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、必要な資金の貸付を行う。</p> <p>生活困窮者自立相談支援機関においては、自立相談支援事業として生活困窮者の相談対応、生活困窮者の自立支援計画（プラン）の作成、生活全般にわたる包括的な支援のための関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターにおいては、DV被害者の自立した生活を促すため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等を行う。</p> <p>女性相談支援センターにおいては、必要と認める場合、本人の申請に基づき女性自立支援施設へ入所させ保護するとともに、自立促進のために生活を支援する。</p>	<p>雇用労政課 【課題④ア】</p> <p>産業人材確保・移住促進課 【課題④ア】</p> <p>子ども家庭課 【課題④ア】</p> <p>子ども家庭課 【課題④ア】</p> <p>社会福祉課 【課題④ア】</p> <p>男女共同参画室 【課題④ア】</p> <p>女性相談支援センター 【課題④ア】</p>

支援内容	所管課等
<p>鹿児島県居住支援協議会（居住支援法人，社会福祉法人やNPO法人などの居住支援団体，不動産関係団体，県及び市町村で構成）においては，居住支援法人やNPO法人とともに，住居に関して困難な問題を抱える女性からの住宅相談対応及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供により，相談者の円滑なセーフティネット住宅への入居を支援する。</p> <p>また，県営住宅の入居においても，母子世帯・子育て世帯・DV被害者・犯罪被害者などの特に居住の安定を図る必要のある世帯の居住の安定確保を図るため，優先入居等により円滑な入居を支援する。</p> <p>女性自立支援施設においては，入所者の安全確保のための警察や役所への同行支援等，経済的自立のための就労相談への同行支援等，社会生活適応力向上のための調理実習や教養講座等を行う。</p> <p>配偶者のない女性又はこれに準ずる女性，及びその者の監護する児童を母子生活支援施設へ入所させて保護するとともに，自立促進のために生活を支援する。</p>	<p>住宅政策室 【課題④ア】</p> <p>子ども家庭課 【課題④ウ】</p> <p>子ども家庭課 【課題④ア】</p>

(9) アフターケア

- 地域生活への移行に際しては，万全の状態が整ってからよりも，一部の課題がありつつも自立した生活へ移行する場合が多い。自立がすなわち孤立とならないように，地域での生活再建を支えるアフターケアが重要である。
- 特に，障害や疾病を抱えている支援対象者には，地域移行後も切れ目なく，必要な医療や心理的ケアが継続して確保されるように留意することが重要である。

- 女性自立支援施設を退所した後についても、仕事や生活で行き詰まりを感じたり、悩みを抱えたりするなど、継続的な支援を必要とする可能性もある。退所後も安定して自立した生活が営めるよう、定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行うことが望ましい。

(県の取組)

支援内容	所管課等
<p>配偶者暴力相談支援センターである男女共同参画センター及び女性相談支援センターにおいては、DV被害者に対し、被害者の心理的回復を図るためのカウンセリングを実施する。</p> <p>女性自立支援施設においては、退所後1年間は電話により現況を確認するなど継続的なフォローアップを行う。</p>	<p>男女共同参画室 女性相談支援センター 【課題④ウ】</p> <p>子ども家庭課 【課題④ウ】</p>

2. 支援の体制

支援対象者への支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、支援対象者を中心に、連携・協働することが重要である。

(1) 女性相談支援センター，女性相談支援員，女性自立支援施設の体制

- 女性相談支援センター，県及び市町村の女性相談支援員，女性自立支援施設の三機関は，支援対象者への支援の中核の機関である。
県は支援の中核的な役割を果たし，計画的に地域のニーズに応じた施策を検討・展開し，市町村は福祉的支援の主体であることから支援対象者が必要とする支援を包括的に提供する。
- 女性相談支援員等の相談支援担当者は，必要に応じ女性相談支援センター及び市町村の福祉事務所等と連携を行いつつ，支援対象者の相談にあたる。
- 女性相談支援センターは，一時保護者に対し相談対応を行った結果，生活支援等を受けて自立を図る必要があると認められる場合は，女性自立支援施設と連携し，支援対象者個々の状態に即した援助を行い，自立を支援する。
- 女性自立支援施設は，支援対象者に対し中長期に滞在できる落ち着いた環境を提供し，その心身の健康の回復を図るために，医学的又は心理的な援助を行い，自立の促進のための生活支援を行う。

(2) 関係機関との連携体制

- 支援対象者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多く、行政においては関係する他分野との連携も必要不可欠である。
- 支援対象者が確実に次の段階の支援へと繋がるためにも、県及び市町村は、支援調整会議の場に関係機関が参画することによる連携体制の構築、認識共有等に取り組む。
- 相談を受ける窓口を設置する機関等は、支援対象者が児童を同伴している場合や、支援対象者が児童養護の対象者である場合においても、的確なアセスメントを踏まえて支援の方針が決定され、支援体制が整えられるよう、児童相談所や市町村の児童福祉主管課等と連携を図る。
- 日常的に連携することが想定される関係機関の例としては、以下が挙げられる。

<関係機関の例>

県／市町村（福祉事務所、女性支援担当部局、障害保健福祉部局、男女共同参画主管部局等）
民間団体
警察／裁判所／日本司法支援センター（法テラス）／弁護士等
学校（幼稚園を含む）／教育委員会／保育園／こども家庭センター
保健所／精神保健福祉センター／市町村保健センター
職業紹介機関／職業訓練機関
児童相談所
医療機関／障害福祉サービス事業所／その他社会福祉サービス関係者等
配偶者暴力相談支援センター／性暴力被害者サポートネットワークかごしま（FLOWER）／男女共同参画センター
生活困窮者自立相談支援機関
母子生活支援施設
社会福祉協議会
民生委員・児童委員 等

(3) 民間団体との連携体制

- 支援対象者への支援において支援対象者のニーズに応じるためには、独自の知見や経験、支援技術を持つ民間団体との協働が重要である。
- 県が把握している支援を行う民間団体は少ないことから、県及び市町村は、各地域における支援の実質的な担い手となる、女性支援を行う意向のある民間団体の把握や立ち上げ、運営及び人材育成の必要な援助を行うよう努める。
- 民間団体も支援調整会議の構成員となることで、地域の支援関係者との連携を深める。
- 連携に当たっては、幅広い年代の支援対象者の支援に取り組む団体が育成されるよう留意するとともに、支援対象者が、性暴力や性的虐待、性的搾取等の困難の原因・背景となっている構造に依存しないで生活することができるよう支援することの重要性に対する十分な理解が関係者に共有されるよう留意する。
- なお、多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携できるかどうか不明な団体もあることも考えられるため、県及び市町村は、注意深く情報収集に努める。

(4) 支援調整会議

- 支援調整会議は、支援対象者への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関が必要な情報の交換を行うとともに、支援対象者への支援の内容に関する協議を行うことを目的とする。
- 県は、支援対象者への支援方策全体の検討や、関係機関の共通認識の醸成のため、関係機関の代表者が参集する会議を組織するとともに、地域の住民福祉サービスの実施主体である市町村による会議が円滑に設置・運営されるための環境整備を図る。
- 市町村による、個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し等を行う実務者会議及び各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う個別ケース会議の設置を促進することで、支援に関わる機関の役割、責任及び連携の在り方を明確化し、支援対象者の意向等に合わせたより良い支援の提供を図る。
- 支援調整会議の構成員の例としては、以下が考えられるが、必要に応じて、これに限らず幅広い適切な者を構成員とすることが望ましい。

- ・ 県及び市町村における女性支援施策、児童福祉、母子保健等の担当部局、教育委員会
- ・ 女性相談支援センター／女性自立支援施設
- ・ 福祉事務所（女性支援施策等担当部局、女性自立支援員等）
- ・ 母子生活支援施設
- ・ 配偶者暴力相談支援センター／男女共同参画センター
- ・ 児童相談所
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
- ・ 医療機関（医師、保健師、助産師、看護師等）
- ・ 保健所／市町村保健センター／
- ・ 就労支援機関
- ・ 学校
- ・ 警察／日本司法支援センター（法テラス）／司法関係機関／弁護士等
- ・ 社会福祉協議会／民生委員
- ・ 民間団体 等

(5) 教育・啓発

- 県は、女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、ホームページ、SNS、印刷物など様々な媒体を活用し、積極的な周知に努めるとともに、自身がかげがえのない個人であること、困難に直面した場合は支援を受けることができること等の意識の醸成を図る。
- 県は教育委員会との連携による性暴力被害、性暴力や性的搾取等の加害防止や、予期せぬ妊娠の防止及び、男女共同参画・ジェンダー平等について教育・啓発等に努める。
- 広く県民に対して女性支援施策に関する教育・啓発、広報等に努める。

(6) 人材育成・研修

- 県は、支援対象者への支援に関する研修を実施し、女性相談支援センターの職員や女性相談支援員(県・市町村)、女性自立支援施設の職員、民間団体の職員等の専門的知識の習得及び資質の向上を図る。
- 県は、女性支援に関する各種関係者会議等の機会を活用し、情報交換等を行い、支援対象者への支援につなげる。
- 県は、女性支援が自治体内の様々な部門に関係し得るものであることを踏まえ、男女共同参画や児童福祉等に関わる自治体職員に対しても、情報共有等を行い、女性支援に関連する部局間における理解を促進する。

第3章 施策の実施に関する数値目標等

1. 基本目標

番号	目標項目	現状	目標
1	基本計画を策定している市町村数	—	43
2	支援調整会議を設置している市町村数	—	43
3	女性相談支援員を配置している市町村数	8	43
4	協働する民間団体数	12	増加させる
5	女性相談支援担当部署を対象とした研修への参加市町村数	27	43

2. 本計画の見直し

本計画の見直しに当たっては、年度ごとに、本計画に定めた施策について進捗状況を把握し、本計画の運営期間の満了前に評価を行う。評価により得られた結果は公表するとともに、次の基本計画を策定するに際して参考にする。

(参考資料)

1. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律について

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（綜合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘

密を漏らしてはならない。

- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

- 第十一条** 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第十二条** 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
 - 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識^{かん}の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に

基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号:議員立法)のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

女性相談支援センター (旧名: 婦人相談所)

女性相談支援員 (旧名: 婦人相談員)

女性自立支援施設 (旧名: 婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勧案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援

■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則
(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分
(主な罰則)
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分
(主な規定)
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生
(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

目的・定義【第1条・第2条】 売春を行うおそれのある女子の保護更生を行う売春防止法からの脱却

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い
➡ **困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進**

⇒ 人権が尊重され、女性が安心して暮らせる社会の実現に寄与

* 「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう

基本理念【第3条】

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に
応じた**最適な支援**を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康
の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を**包括的に提供する体制を整備**すること
- ② 支援が、**関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施**されるようにすること
- ③ **人権の擁護**を図るとともに、**男女平等の実現**に資することを旨とすること

- **国・地方公共団体の責務【第4条】** 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務
- **関連施策の活用【第5条】** 福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用
- **緊密な連携【第6条】** ① 関係地方公共団体相互間の緊密な連携、② 支援を行う機関と福祉事務所、児童相談
所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法
支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携

基本方針・都道府県基本計画等【第7条・第8条】 厚生労働大臣は基本方針を策定、都道府県は都道府県基本計
画を策定、市町村は市町村基本計画の策定に努める

○女性相談支援センター【第9条】（←現行の「婦人相談所」を名称変更）

⇒①対象女性の立場に立った相談、②一時保護※、③医学的・心理学的な援助、④自立して生活するための関連制度に関する情報提供等、⑤居住して保護を受けることができる施設の利用に関する情報提供等を行う

* 支援対象者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その意向を踏まえ、最適に支援（※同伴児童の学習も支援。一時保護受託者の守秘義務・罰則も規定。）

○女性相談支援員【第11条】（←現行の「婦人相談員」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う

* 必要な能力・専門的な知識経験を有する人材（婦人相談員を委嘱されていた者等）の登用に特に配慮

○女性自立支援施設【第12条】（←現行の「婦人保護施設」を名称変更）

⇒困難な問題を抱える女性の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行う（同伴児童の学習・生活も支援）

○民間団体との協働による支援【第13条】（都道府県、市町村）

⇒民間団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、支援対象者の意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行等の方法により、発見、相談等の支援

支援調整会議【第15条】 地方公共団体は、単独で又は共同して、支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、民間団体その他の関係者により構成される会議を組織するよう努め、会議は、必要な情報交換・支援内容に関する協議を行う（※構成員の守秘義務・罰則も規定）

○教育・啓発【第16条】 ①支援に関し国民の関心と理解を深める、②自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養を含め、女性が支援を適切に受けることができるようにする

○調査研究の推進【第17条】 効果的な支援の方法、心身の健康の回復を図るための方法等

○人材の確保・養成・資質の向上【第18条】 支援を行う者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施等

○民間団体に対する援助【第19条】

費用の支弁等【第20～22条】 都道府県・市町村の支弁・補助／国の負担・補助（※民間団体に対する補助も明記）

施行期日等【附則】

1 施行期日 令和6年4月1日

2 検討 ①支援を受ける者の権利擁護・支援の質の公正かつ適切な評価の仕組みについて検討（公布後3年を目的）
②法律全体の見直し（施行後3年を目的）

3 関係法律の整備 売春防止法第3章（補導処分）・第4章（保護更生）の削除等

(參考資料)

2. 關係機關連絡先一覽

関係機関連絡先一覧

名称	所在地		電話番号
鹿児島県庁	〒890-8577	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-2111(代表)

各種相談機関

県相談機関

名称	所在地		電話番号 (FAX 番号)	所管区域
* 児童相談所虐待対応ダイヤル 189 (最寄りの児童相談所につながります)				
中央児童相談所	〒891-0175	鹿児島市桜ヶ丘六丁目 12	099-264-3003 (099-264-3044)	鹿児島市, 枕崎市, 指宿市, 西之表市, 日置市, 霧島市, いちき串木野市, 南さつま市, 南九州市, 始良市, 鹿児島郡, 熊毛郡
北部児童相談所	〒895-1811	薩摩郡さつま町虎居 704-2	0996-21-3150 (0996-21-3155)	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, 伊佐市, 薩摩郡, 出水郡, 始良郡
大隅児童相談所	〒893-0011	鹿屋市打馬二丁目 16-6	0994-43-7011 (0994-43-7016)	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 曾於郡, 肝属郡
大島児童相談所	〒894-0012	奄美市名瀬小俣町 20-2	0997-53-6070 (0997-53-1532)	奄美市, 大島郡
女性相談支援センター	-		099-222-1467 (099-227-0557)	県下一円
男女共同参画センター	〒892-0816	鹿児島市山下町 14-50 (かごしま県民交流センター内)	099-221-6630 099-221-6603 (099-221-6640)	県下一円
精神保健福祉センター	〒890-0021	鹿児島市小野一丁目 1-1	099-218-4755 (099-228-9556)	県下一円
難病相談・支援センター	〒890-0021	鹿児島市小野一丁目 1-1 (ハートピアかごしま 3階)	099-218-3133 (099-228-5544)	県下一円
こども総合療育センター	〒891-0175	鹿児島市桜ヶ丘六丁目 12	099-265-2400 (099-265-0006)	県下一円

名 称	所 在 地		電話番号 (FAX 番号)	所管区域
発達障害者支援センター	〒891-0175	鹿児島市桜ヶ丘六丁目 12 (こども総合療育センター内)	099-264-3720 (099-265-0006)	県下一円
かごしま子ども・若者総合相談センター (ひきこもり地域支援センター)	〒890-0064	鹿児島市鴨池新町 1-8 (県青少年会館 2 階)	099-257-8230 (099-257-8231)	県下一円
総合教育センター (教育相談課)	〒891-1393	鹿児島市宮之浦町 862	099-294-2200 (099-294-2333)	県下一円
若者就職サポートセンター	〒892-0842	鹿児島市東千石町 1-38 鹿児島商工会議所 (アイム) ビル 3F	099-216-9001 (099-223-0433)	県下一円
消費生活センター	〒892-0838	鹿児島市新屋敷町 16-203	099-224-0999 (099-224-4997)	県下一円
大島消費生活相談所	〒894-8505	奄美市名瀬永田町 17-3	0997-52-0999 (0997-52-0999)	奄美市, 大島郡

市町村相談機関

名 称	所 在 地		電話番号 (FAX 番号)
鹿児島市 (サンエールかごしま相談室)	〒890-0054	鹿児島市荒田 1-4-1	099-813-0853
鹿児島市 (こども福祉課)	〒892-8677	鹿児島市山下町 11-1	099-216-1263 (099-216-1284)
鹿児島市福祉事務所	〒892-8677	鹿児島市山下町 11-1	099-224-1111 (099-216-1234)
鹿児島市 (谷山子育て支援課)	〒891-0194	鹿児島市谷山中央 4-4927	099-269-8460 (099-267-6555)
鹿児島市谷山福祉事務所	〒891-0194	鹿児島市谷山中央 4-4927	099-269-2111 (099-267-6555)
鹿屋市 (女性相談室)	〒893-8501	鹿屋市共栄町 20-1	0994-31-1171 (0994-44-2494)
鹿屋市福祉事務所	〒893-8501	鹿屋市共栄町 20-1	0994-43-2111 (0994-44-2494)
枕崎市福祉事務所	〒898-8501	枕崎市千代田町 27	0993-72-1111 (0993-72-1656)
阿久根市福祉事務所	〒899-1696	阿久根市鶴見町 200	0996-73-1211 (0996-73-0297)

名 称	所 在 地		電話番号 (FAX 番号)
出水市安心サポートセンター	〒899-0292	出水市緑町 1-3	0996-63-4197 (0996-62-7767)
出水市福祉事務所	〒899-0292	出水市緑町 1-3	0996-63-2111 (0996-63-4122)
指宿市地域福祉課 指宿市福祉事務所	〒891-0497	指宿市十町 2424	0993-22-2111 (0993-24-4342)
西之表市	〒891-3101	西之表市西之表 7612	0997-22-1111 (0997-22-1021)
西之表市福祉事務所	〒891-3101	西之表市西之表 7612	0997-22-1111 (0997-22-0295)
垂水市 垂水市福祉事務所	〒891-2192	垂水市上町 114	0994-32-1111 (0994-32-6625)
薩摩川内市福祉事務所	〒895-8650	薩摩川内市神田町 3-22	0996-23-5111 (0996-23-0808)
日置市（市民のための相談室）	〒899-2592	日置市伊集院町郡 1-100	099-273-2160 (099-273-3063)
日置市福祉事務所	〒899-2592	日置市伊集院町郡 1-100	099-273-2111 (099-273-3063)
曾於市福祉事務所	〒899-8692	曾於市末吉町二之方 1980	0986-76-1111 (0986-76-1122)
霧島市 霧島市福祉事務所	〒899-4394	霧島市国分中央 3-45-1	0995-45-5111 (0995-47-2522)
いちき串木野市子どもみらい課 いちき串木野市福祉事務所	〒896-8601	いちき串木野市昭和通 133-1	0996-32-3111 (0996-32-3124)
南さつま市子ども未来課	〒897-0003	南さつま市加世田川畑 2641-2 （総合保健福祉センターふれ あいかせだ内）	0993-76-1540 (0993-52-2010)
南さつま市福祉事務所	〒897-8501	南さつま市加世田川畑 2648	0993-53-2111 (0993-52-0113)
志布志市(女性支援相談室)	〒899-7192	志布志市志布志町志布志二丁 目 1-1	099-472-1111 (099-473-2203)
志布志市福祉事務所	〒899-7492	志布志市有明町野井倉 1756	099-474-1111 (099-474-2281)
奄美市福祉事務所	〒894-8555	奄美市名瀬幸町 25-8	0997-52-1111 (0997-52-6955)
南九州市	〒897-0392	南九州市知覧町郡 6204	0993-83-2511 (0993-83-4658)
南九州市福祉事務所	〒897-0215	南九州市川辺町平山 3234	0993-56-1111 (0993-58-5611)

名 称	所 在 地		電話番号 (FAX 番号)
伊佐市 市民課 人権啓発・市民相談係	〒895-2511	伊佐市大口里 1888	0995-23-1311 (0995-22-5344)
伊佐市福祉事務所	〒895-2511	伊佐市大口里 1888	0995-23-1311 (0995-22-5035)
始良市	〒899-5492	始良市宮島町 25	0995-66-3182
始良市福祉事務所	〒899-5492	始良市宮島町 25	0995-66-3355 (0995-66-3378)
三島村 三島村福祉事務所	〒892-0821	鹿児島市名山町 12-18	099-222-3141 (099-219-5221)
十島村 十島村福祉事務所	〒892-0822	鹿児島市泉町 14-15	099-222-2101 (099-223-6720)
さつま町	〒895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565-2	0996-53-1111
長島町福祉事務所	〒899-1498	出水郡長島町鷹巣 1875-1	0996-86-1111 (0996-86-0950)
湧水町	〒899-6201	始良郡湧水町木場 222	0995-74-3111 (0995-74-4249)
大崎町保健福祉課	〒899-7305	曾於郡大崎町仮宿 1029	099-476-1111 (099-476-3979)
東串良町 福祉課	〒893-1693	肝属郡東串良町川西 1543	0994-63-3103 (0994-63-3138)
錦江町	〒893-2302	肝属郡錦江町城元 963	0994-22-3042 (0994-28-3367)
南大隅町 女性活躍推進室	〒893-2501	肝属郡南大隅町根占川北 226	0994-24-3111 (0994-24-3119)
肝付町福祉課	〒893-1207	肝属郡肝付町新富 98	0994-65-8413 (0994-65-2517)
中種子町	〒891-3692	熊毛郡中種子町野間 5186	0997-27-1111 (0997-27-3591)
南種子町福祉事務所	〒891-3792	熊毛郡南種子町中之上 2793-1	0997-26-1111 (0997-26-0708)
屋久島町福祉事務所	〒891-4207	熊毛郡屋久島町小瀬田 849-20	0997-43-5900 (0997-43-5905)
大和村保健福祉課 大和村福祉事務所	〒894-3192	大島郡大和村大和浜 100	0997-57-2218 (0997-57-2135)
宇検村役場保健福祉課	〒894-3392	大島郡宇検村湯湾 915	0997-67-2212 (0997-67-2916)
瀬戸内町	〒894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23	0997-72-1060 (0997-72-1120)

名 称	所 在 地		電話番号 (FAX 番号)
龍郷町保健福祉課 龍郷町子ども子育て応援課	〒894-0192	大島郡龍郷町浦 110	0997-62-3111 (0997-62-2535)
喜界町	〒891-6292	大島郡喜界町湾 1746	0997-65-3685 (0997-65-3523)
徳之島町	〒891-7192	大島郡徳之島町亀津 7203	0997-82-1112 (0997-82-1101)
天城町	〒891-7692	大島郡天城町平土野 2691-1	0997-85-3111 (0997-85-3110)
伊仙町	〒891-8293	大島郡伊仙町伊仙 1842	0997-86-3111 (0997-86-2301)
和泊町 町民支援課	〒891-9192	大島郡和泊町和泊 10	0997-84-3516 (0997-81-4172)
知名町保健センター	〒891-9213	大島郡知名町瀬利覚 2126	0997-93-2075 (0997-81-5030)
与論町	〒891-9301	大島郡与論町茶花 1418-1	0997-97-3111 (0997-97-4196)

各種相談等

電話相談窓口	相談受付時間	電話番号
小児救急電話相談	平日・土曜日：19:00～翌朝 8:00 日祝・年末年始（12/29～1/3）： 8:00～翌朝 8:00	県内共通 # 8 0 0 0 （ダイヤル回線・IP 電話・市外局番が 「0986」の地域の固 定電話などからは 099-254-1186)
子ども・家庭 110 番 （中央児童相談所内設置） ○ 子どものあらゆる相談	（祝日を除く） 月～金：9:00～22:00	099-275-4152
県男女共同参画センター ○ 性別に起因する夫婦・家庭・生き方の悩み等の相談		
○一般相談（面接相談は要予約）	水～日曜日・祝日：9:00～17:00 火曜日（休館日の翌日）： 9:00～20:00	099-221-6630

電話相談窓口	相談受付時間	電話番号
県男女共同参画センター		
○ 性別に起因する夫婦・家庭・生き方の悩み等の相談		
○専門相談（相談は要予約） 法律相談，メンタルヘルス相談，社会参加支援相談，就労支援相談	（女性のための法律相談） 第1・3火曜日：13:30～16:30 （メンタルヘルス相談） 第2水曜日：13:30～16:30 （女性のための社会参加支援相談） 第4木曜日：9:00～17:00 （女性のための就労支援相談） 第1水曜日：9:00～17:00	一般相談で予約
県の配偶者暴力相談支援センター		
○ 配偶者や交際相手からの暴力に関する相談		
○県女性相談支援センター	（祝日を除く） 月～水・金曜日：8:30～17:00 木曜日：8:30～20:00 日曜日：9:00～15:00	099-222-1467
○県男女共同参画センター	水～日曜日・祝日：9:00～17:00 火曜日（休館日の翌日）： 9:00～20:00	099-221-6630
○地域振興局・支庁保健福祉環境部 （地域保健福祉課）	月～金曜日：8:30～17:15 （閉庁日を除く）	「県の福祉に関する事務所」参照
女性の人権ホットライン		
○ 夫・パートナーからの暴力，職場でのいじめやセクシュアル・ハラスメント，ストーカー等の相談	（祝日を除く） 月～金：8:30～17:15	0570-070-810
自殺予防情報センター		
○ 自殺に関する悩みを持った方や家族などの相談	（祝日を除く）月曜日・木曜日： 9:00～12:00，13:00～16:00 （面談による相談は要予約）	099-228-9558
障害者くらし安心相談窓口		
○県庁障害福祉課 （障害者権利擁護センター）	月～金曜日：9:00～16:00 （閉庁日を除く）	099-286-5110
○大隅地域振興局地域保健福祉課	月～金曜日：9:00～16:00 （閉庁日を除く）	0994-52-2108
○大島支庁地域保健福祉課	月～金曜日：9:00～16:00 （閉庁日を除く）	0997-57-7222
障害者110番		
（鹿児島県身体障害者福祉協会）	（祝日・年末年始を除く） 月～金曜日：9:00～17:00	099-228-6000

電話相談窓口	相談受付時間	電話番号
心身障害児療育相談 (鹿児島県手をつなぐ育成会)	(祝日・年末年始を除く) 月～金曜日：9:00～17:00	099-220-7062
	(メール相談) 随時	kagoshimakenikusei kai@ec5.technowav e.ne.jp
少年サポートセンター「ヤングテレホン」 ○ 非行・家出・いじめ等少年問題に関する 相談	月～金曜日：8:30～17:15 (閉庁日を除く)	099-252-7867
「かごしま教育ホットライン24」 ○ いじめに関する相談 (いじめ以外の相談もできます)	年中無休 24 時間対応	0120-0-78310 0120-783-574

生活困窮者自立相談支援窓口

○ 各市，三島村，十島村，長島町，南種子町，屋久島町，大和村以外にお住まいの方

さつまくらし・しごとサポートセンター	月～金曜日(祝日を除く) 8:30～17:00	0996-52-2443
湧水くらし・しごとサポートセンター		0995-75-2200
大隅くらし・しごとサポートセンター		0994-52-2072
種子島中央くらし・しごとサポートセンター		0997-26-1703
種子島中央くらし・しごとサポートセンター中種 子町サテライト		0997-27-1845
北大島くらし・しごとサポートセンター		0997-54-1204
北大島くらし・しごとサポートセンター宇検村サ テライト		0997-67-2295
北大島くらし・しごとサポートセンター瀬戸内町 サテライト		0997-72-4144
北大島くらし・しごとサポートセンター龍郷町サ テライト		0997-62-5020
喜界くらし・しごとサポートセンター		0997-58-5588
徳之島くらし・しごとサポートセンター		0997-82-1122
沖永良部くらし・しごとサポートセンター		0997-92-2299
沖永良部くらし・しごとサポートセンター知名町 サテライト		0997-93-5261
与論くらし・しごとサポートセンター		0997-97-5042

○ 市にお住まいの方

鹿児島市生活自立支援センター	(相談窓口によって異な ります)	099-803-9521
鹿屋市福祉政策課保護係		0994-31-1113
枕崎市福祉課援護係		0993-76-1194
阿久根市生活相談支援センター		0996-72-3800
出水市安心サポートセンター		0996-63-4128
指宿市地域福祉課援護係		0993-22-2111

電話相談窓口	相談受付時間	電話番号
生活困窮者自立相談支援窓口		
○ 市にお住まいの方		
西之表市福祉事務所市民総合相談係	(相談窓口によって異なります)	0997-22-1113
垂水市福祉事務所		0994-32-1115
薩摩川内市社会福祉課相談グループ		0996-23-5111
社会福祉法人薩摩川内市社会福祉協議会		
日置市自立相談支援窓口		099-248-9419
曾於市生活相談支援センター		0986-57-1750
霧島市こども・くらし相談センター		0995-55-4038
いちき串木野市福祉課社会福祉係		0996-33-5619
南さつま市福祉課生活支援係		0993-53-2111
志布志市しぶし生活自立支援センター「ひまわり」		099-472-1830
奄美市福祉政策課つながる相談室		0997-52-1199
社会福祉法人南九州市社会福祉協議会		0993-83-3961
伊佐市福祉課		0995-23-1311
始良市自立支援センター	0995-65-7048	
○ 三島村，十島村，長島町，南種子町，屋久島町，大和村にお住まいの方		
三島村民生課	(相談窓口によって異なります)	099-222-3141
十島村住民課		099-222-2101
社会福祉法人長島町社会福祉協議会		0996-86-0190
南種子町くらし・しごとサポートセンター		0997-26-1703
屋久島町福祉支援課		0997-43-5900
大和村保健福祉課		0997-57-2218
県労働相談窓口（鹿児島県雇用労政課内） ○ 労働時間，休日，解雇・退職などの労働条件等に関する労働相談	月～金曜日： 9:00～12:00，13:00～17:00 (閉庁日を除く)	099-286-3188
鹿児島労働局 職業安定部職業安定課 ○ 職業紹介 (最寄りのハローワークを案内します)	月～金曜日（祝日を除く）： 8:30～17:15	099-219-8711
鹿児島労働局 雇用環境・均等室 ○ 男女雇用機会均等法，育児・介護休業法，パートタイム労働法等に関する相談	月～金曜日（祝日を除く）： 8:30～17:15 専門の相談員の受付時間： 9:00～16:30	099-223-8239
消費者ホットライン (身近な市町村消費生活相談窓口等を案内します)	(相談窓口によって異なります)	(局番なし) 188

電話相談窓口	相談受付時間	電話番号
性犯罪被害相談窓口		
○性暴力被害者サポートネットワーク かごしま（FLOWER） （性暴力・性犯罪被害者等の相談に応じるほか、警察・病院等への付添などを行います）	電話相談時間：24時間 ※夜間（17:00～翌9:00）、日曜・ 祝日、年末年始は国の夜間休日コ ールセンターへつながります。	#8891 099-239-8787
○（公社）かごしま犯罪被害者支援センター	（祝日・年末年始を除く） 火～土曜日：10:00～16:00	099-226-8341
○性犯罪被害相談電話（鹿児島県警察）	24時間対応	#8103 0120-007-867
○犯罪被害者等支援総合窓口（鹿児島県 くらし共生協働課内）	（閉庁日を除く） 月～金曜：8:30～17:15	099-286-2523
女性健康支援センター		
○ 思春期保健，妊娠（予期しない妊娠など），出産，子育て，更年期など， 女性の心や体の悩みに関する相談		
○一般相談窓口（各県保健所）	月～金曜日：8:30～17:00 （閉庁日を除く）	「保健所」参照
○専門相談窓口 （県助産師会（鹿児島中央助産院））	（電話相談） 火・木・土・日曜日：10:00～18:00	099-210-7559
	（メール相談） 随時	josei@pref.kagoshima.lg.jp
かごふれホットライン		
○ 孤立や不安を抱えた若年妊婦等の相談 窓口	（LINE相談）随時	県ホームページから 友達登録
不妊専門相談センター		
○ 不妊でお悩みの方の相談		
○一般相談窓口（各県保健所）	月～金曜日：8:30～17:15 （閉庁日を除く）	「保健所」参照
○専門相談窓口（鹿児島大学病院）	（電話相談） 月・金曜日：15:00～17:00	099-275-6839
	（メール相談）随時	funin@pref.kagoshima.lg.jp
にんしんSOSかごしま		
○ 思いがけない妊娠に関する相談	（電話相談） 月・水：15:00～19:00 土：13:00～20:00	050-3183-8807
	（メール相談）随時	ホームページのメ ールフォームから相談
	（LINE相談）随時	ホームページから友 達登録

電話相談窓口	相談受付時間	電話番号
ひとり親家庭等就業・自立支援センター（社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会） ※		
○ ひとり親家庭向けの相談窓口		
○就業相談	（祝日を除く） 月～金曜日：9:00～16:00	099-258-2984
○特別相談（弁護士等無料相談）	毎月1回（第3木曜日） ※事前予約の必要有	099-206-3280
母子生活支援施設 ※		
○市にお住まいの方は市福祉事務所へお問い合わせください ○町村にお住まいの方は管轄している県の各地域振興局地域保健福祉課、 支庁地域保健福祉課及び支庁事務所へお問い合わせください		「市町村相談機関」参照 「県の福祉に関する事務所」参照
日本司法支援センター（法テラス）	（祝日・年末年始を除く） 月～金曜日：9:00～21:00 土曜日：9:00～17:00	0570-078374
外国人総合相談窓口 ※ （かごしま県民交流センター1階国際交流プラザ内） ○ 23言語対応（日本語、英語、ベトナム語は相談窓口で対応します）	（年末年始を除く） 火～日曜日：9:00～17:00 月曜日が祝日の場合は開所し、翌火曜日が休み	070-7662-4541 kiasoudan@gmail.com
鹿児島県居住支援協議会（事務局：公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター）	（祝日・年末年始を除く） 月～金曜日：8:30～17:15	099-224-4543
居住支援法人 ※		
○NPO法人やどかりサポート鹿児島	月～金曜日（祝日を除く）： 9:30～16:30	099-800-4842
○社会福祉法人南恵会（居住支援法人南恵会）	月～金曜日：8:30～17:30	0997-83-2205
○社会福祉法人たちばな会（住まいサポートセンター霧島）	月～金曜日（祝日を除く）： 10:00～12:00, 13:00～16:00	0995-56-8384
○一般社団法人サツマスタ	月～金曜日（祝日を除く）： 9:00～17:00	080-7808-5290

※協働が可能な民間団体（令和6年4月1日現在）

保健所

名称	所在地		電話番号	所管区域
鹿児島市保健所	〒892-8677	鹿児島市山下町 11-1	099-224-1111	鹿児島市
指宿保健所	〒891-0403	指宿市十二町 301	0993-23-3854	指宿市

名称	所在地		電話番号	所管区域
加世田保健所	〒897-0001	南さつま市加世田村原二丁目1-1	0993-53-2315	枕崎市, 南さつま市, 南九州市
伊集院保健所	〒899-2501	日置市伊集院町下谷口 1960-1	099-273-2332	日置市, いちき串木野市
川薩保健所	〒895-0041	薩摩川内市隈之城町 228-1	0996-23-3165	薩摩川内市, さつま町
出水保健所	〒899-0202	出水市昭和町 18-18	0996-62-1636	出水市, 阿久根市, 長島町
大口保健所	〒895-2511	伊佐市大口里 53-1	0995-23-5103	伊佐市
始良保健所	〒899-5112	霧島市隼人町松永 3320-16	0995-44-7951	霧島市, 始良市, 湧水町
鹿屋保健所	〒893-0011	鹿屋市打馬二丁目 16-6	0994-52-2103	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町
志布志保健所	〒899-7103	志布志市志布志町志布志二丁目 1-11	099-472-1021	曾於市, 志布志市, 大崎町
西之表保健所	〒891-3192	西之表市西之表 7590	0997-22-0777	西之表市, 中種子町, 南種子町
屋久島保健所	〒891-4311	熊毛郡屋久島町安房 650	0997-46-2024	屋久島町
名瀬保健所	〒894-8501	奄美市名瀬永田町 17-3	0997-52-5411	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町
徳之島保健所	〒891-7101	大島郡徳之島町亀津 4943-2	0997-82-0149	徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町

県の福祉に関する事務所

名称	所在地		電話番号 (FAX 番号)	所管区域
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	〒899-2501	日置市伊集院町下谷口 1960-1	099-272-6301 (099-272-6270)	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
南薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	〒897-0001	南さつま市加世田村原二丁目 1-1	0993-53-8001 (0993-53-2680)	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市
北薩地域振興局 保健福祉環境部地域保健福祉課	〒895-0041	薩摩川内市隈之城町 228-1	0996-23-3166 (0996-20-2127)	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市, さつま町, 長島町

名称	所在地		電話番号 (FAX 番号)	所管区域
始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部地域保 健福祉課	〒899-5112	霧島市隼人町松永 3320-16	0995-44-7965 (0995-44-7968)	霧島市, 伊佐市, 始良市, 湧水町
大隅地域振興局 保健福祉環境部地域保 健福祉課	〒893-0011	鹿屋市打馬二丁目 16-6	0994-52-2123 (0994-52-2120)	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
熊毛支庁 保健福祉環境部地域保 健福祉課	〒891-3192	西之表市西之表 7590	0997-22-0039 (0997-22-0050)	西之表市, 熊毛郡全体
屋久島事務所 保健福祉環境課	〒891-4311	熊毛郡屋久島町安房 650	0997-46-2024 (0997-46-3522)	屋久島町
大島支庁 保健福祉環境部地域保 健福祉課	〒894-8501	奄美市名瀬永田町 17-3	0997-57-7243 (0997-57-7251)	奄美市, 大島郡全体
瀬戸内事務所福祉課	〒894-1506	大島郡瀬戸内町古仁屋 船津 36	0997-72-0186 (0997-72-0191)	宇検村, 瀬戸内町
喜界事務所福祉係	〒891-6201	大島郡喜界町赤連 2901-14	0997-65-0114 (0997-65-0896)	喜界町
徳之島事務所福祉課	〒891-7101	大島郡徳之島町亀津 7216	0997-82-0233 (0997-83-2784)	徳之島町, 天城町, 伊仙町
沖永良部事務所総務福 祉課	〒891-9111	大島郡和泊町手々知名 134-1	0997-92-0121 (0997-92-3403)	和泊町, 知名町, 与論町

鹿児島県困難な問題を抱える女性への支援基本計画
(令和6年度～10年度)
令和6年3月作成

発行：鹿児島県くらし保健福祉部子ども家庭課
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
電 話 099-286-2766
FAX 099-286-5560